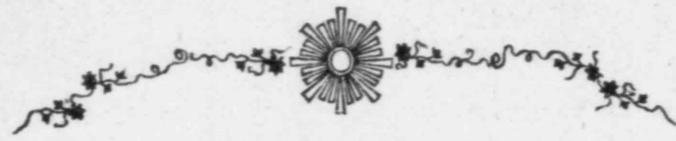


監獄雜誌



第八卷第六號

目 録

● 廣告	● 監獄改更と伊太利學派(第一回)	● 留岡 幸助	(一頁)
● 獄事談叢(數件)	● 感化組織	● 留岡 幸助	(十一頁)
● 雜報(數件)	● 監獄改更と伊太利學派(第一回)	● 留岡 幸助	(十九頁)
● 統計(數件)	● 犯罪人は改更せざる乎	● 留岡 幸助	(廿一頁)
● 寄書(數件)	● 教誨	● 留岡 幸助	(廿一頁)
● 通信(數件)	● 森木松吉なる人余が教誨論を讀しと云ふ	● 留岡 幸助	(廿一頁)
● 質疑(數件)	● 雜錄	● 留岡 幸助	(廿一頁)
● 問答(數件)	● 改正巡查看守俸給會員施の時期	● 留岡 幸助	(廿一頁)
● 彙報(數件)	● 監獄官吏の増俸は急務なり	● 留岡 幸助	(廿一頁)
● 同俸給會	● 拘留監は司法省に残すべきことの當然なるを論ず	● 留岡 幸助	(廿一頁)
● 看守教習規則	● 臺灣則及施行細則の發布を望む	● 留岡 幸助	(廿一頁)
● 同俸給會	● 巡查看守の俸給會發布を見る	● 留岡 幸助	(廿一頁)
● 同俸給會	● 法令	● 留岡 幸助	(三十二頁)

●會 告

來ル七月半期計算ニ付本月分即第八卷第六號分迄ノ
監獄雜誌代金ハ何卒七月十日
前東京支會へ到達スベ
キ様爲換御振込被下度此段特ニ相願候也

明治三十年六月

警察監獄學會會計部

集金御主任官御購讀員各位

●廣 告

小生儀今般辭職の上渡臺致候間奉職中は公私共不一
方御懇情を辱ふし萬謝の至に存候尙不相變御厚誼の
程奉願度右乍略儀誌上を以て御挨拶申上候敬具

元神奈川縣監獄署在勤

明治三十年六月

三井久湯

監獄雜誌第八卷第六號

論 說

● 寺原警保局長の感化保護意見

此頃召集せられたる各地方長官會議を機とし現任警保局長寺原長輝君の一個の私見として曩きに帝室より下付せられたる恩賜金處分に關し感化保護事業要項なるものを刷行し各地方長官に配付せられたり而して其全文の許可を得て左に轉載し置きたれば讀者諸君の就て熟讀せらるべきの素より論を保たずども予輩の該意見書なるものに對し聊か愚見を開陳するに又全く無益の業にあらざるべしと信じ前置として之れを草することしせり讀者幸に之を諒せよ

予輩の素より本意見書の大体に就ての賛意を表するに吝ならずと雖も現任寺原警保局長が假令一己の私見なることを明言せらるゝと雖も其緒言とも云ふべきものを一讀するに犯罪の消滅減少を圖るに警察監獄の力能く之を制止防遏するを得べしと雖も根本的に犯罪の嫩芽、再犯豫防の唯一の手段として出獄者の保護、不良少年感化の二事業に在ることを説起されたるに寔に善しと云ふと雖も尙此論旨をして充分有力ならしめん爲め我邦今日の監獄制度の不完全なる場合に於て云々又不良少年感化場とも云ふべき今日の懲治場組織の不完全なるに其目的を達せざるのみならず却て其惡習を増長せしむるの弊あることを明示せられたるに殊に慧眼卓説として見るべく果して以上二個の不備なる監獄制度、感化矯正に無効

なる懲治場の組織の今後誰に依て之を矯め之を完全に改良せらるべきやと云ふに感化及保護の二事業の君が所説の如く社會一般人士の計画を要する性質の者なりと雖も爾かも國家機關の一たる監獄制度の不完全の今後君の手腕を要するにあらざれば到底其改良完備を期する能はざるの勿論にして既に現任警保局長の重任にある寺原君の意見(一已の)既に監獄制度の不完全なるを自認せらるゝあるの余輩の將來に於て最も屬望する所にして數年來世上に噂高かりし監獄則の改正も君に依て以て完全なる改正を見るを得べく同時に現今の懲治場組織も又君に依て以て監獄と分離し完備良好の美果を收むるの時期の到來すべきことのみ今より予輩の君に望み且つ欽羨の情に堪へざる所なり幸に監獄則改正案の如き既に其筋に於て脱稿しつゝありとの事にしあれば他日制案となり公布せらるゝに至るの日に今より翹望に堪へず

記者謹識

先般大喪に際し恩賜金御下附相成りたるに付其取扱向に關して既に大臣より訓示せらるゝ所ありしが元來慈悲救濟の事たる其範圍甚廣く之を全般に及ぼさんと欲するとき其業の至難なるのみならず却て一も良果を收むること能はず遂に恩賜の御趣旨にも反するの結果を生ずるを恐る故に右資金の使用方法に關しての必ずしも其範圍の廣きを貴ばず寧ろ基礎確實にして永遠に保持し能く其効果を收むべき事業を撰むを要す

然ら惟るに社會の文物日に開明に趣くに從ひ貧富の懸隔漸く其度を高め犯罪者年を逐て其數を増加するの自然の勢にして各國に於ても從來之が救濟の策を講ずること上下怠らず其功蹟又大に見るべきものあり夫強力を以て將に罪を犯さんとする者を制止するの警察の力能く之を爲すを得べく強力を以て既に罪を犯したる者を懲怛するの監獄の力能く之を爲すを得べし然れども其根本より犯罪の傾向を防遏するの到底警察

監獄の獨り能くする所にあらず必之を他に求めざるべからず抑犯罪防遏に關し間接に其勢力を爲すもの一にして足らず教育の如き宗教の如き其至大なるものなり然れども今最直接に其効果を及ぼすもの蓋出獄者の保護と不良少年感化に在りと云ふべきか夫出獄者を保護し之に善後の道を授くるの再犯豫防の殆ど惟一の手段にして特に我邦今日の如き監獄制度の不完全なる場合に於て之を外にし他に良策あるを見ず又不良少年を感化矯正するの眞に犯罪の萌芽を艾除するものにして其効力の至大なるの論を披たす特に今日の懲治場組織の如き當に少年矯正の目的を達し得ざるのみならず却て其惡習を増長せしむるか如き弊あるに於て此事業の一日も忽にすべからざるの火を賭るよりも明なり而るに我邦に於て此の重要な事業猶極めて幼稚にして世人亦多く意を此に留めず偶之を企圖經營する者あるも或の資力充分ならず或の組織方法宜を得ず爲に良好の結果を得る能はざるの誠に遺憾とする所なり

今や 聖恩優渥此の無比の惠澤を施さる是時に方り全國各地一貫の目的を以て奮て前述に事業の計畫を爲し官民協力以て其經營に力めば數年を出でずして大に見るべきの効果を擧ぐる決て難きにあらず社會の慶を享くる亦決て少小にあらざるを信す

然りと雖も凡そ百般の事物其方法宜を得ざれば其目的如何に美なりと雖以て實効を收むべからず惟ふに感化保護事業の如き各府縣に於ても此時機に際し固より之が計畫を怠らざるべし唯其組織方法等に至りては我邦未だ據て以て模範となすべきものあるを見ず是今日に於て大に攻究を要する所以なり別紙感化保護事業要項なるもの固より一片の私見に過ぎず必ずしも之に由て各地一律を期せんと欲するにあらず然れども歐米諸國の斯業に關する學説及實歴に付て聊研究したる結果なるを以て録して以て參考に供す若將來斯業經營の一助たるを得べき幸甚

明治三十年六月五日

内務省警保局長 寺原長輝

●感化保護事業組織要項

- 一、凡そ感化保護の事業の官民協力以て之に當らざれば其効を收むる難し今幸に 恩賜金を以て之が基本となし更に民間の寄附金を募集して之を補ひ公私合同以て其經營に臨めば數年を出でずして大に見るべきの効果を擧ぐる必しも難きにあらす猶又此等の事業成立の上の若し各府縣に於て其地方税より幾分の補助を與ふることを得ば益其基礎を鞏固にし其結果更に大なるものあるべし
- 二、凡そ地方官廳の斯の事業に對し十分の保護を與ふると同時に之が監督の權を掌握すること必要なり
- 三、吏員の選擇に付て最も注意すべきの固より言を竣たすと雖凡そ慈善事業にの通常報酬の少に失するが爲善良なる人物を得ること難きの弊あり故に統御者管理者其他重要な職責を有する者の之を名譽職となす可なれども其他の事務員の總て十分なる報酬を給與すること必要なるべし
- 四、重要な問題を議する爲に評議員を設けること必要なり又名譽ある僧侶學者官吏實業家等の評議員又他の名譽を以て斯業を翼賛せしむること必要なるべし
- 五、出獄者の引取又の在監者に關する事務に付て日々監獄に出入する爲特に相當の吏員を置くこと又處々に散在する所の被保護者を監督する爲各地に相當機關を設けること最も便なるべし

出獄者保護

- 六、出獄者保護の出獄者にして親戚故舊の頼るべきなく依て以て生計を立つべき職業なき者又の被監視人にして引取人なき者を保護し之に自活の道を授け再び罪科に陥るが如きことなからしむるを期するに

在り

- 七、保護の方法の地方に依り必ずしも同一たるを期すべからずと雖も成るべく此等の者の爲に相當の備主を求むるを以て主とすべし出獄者を使用する目的を以て進で或工業を起し恰も第二の監獄を作るが如きの望ましきことにあらす
- 八、然れども出獄者備入の需用充分ならざる場合に於て其相當の備主を得るまでの間に日課を與ふるの設備なかるべからず一日たりども手を空ふして安居せしむるの甚不可なり
- 九、備主にの豫め出獄者即被備者の性質及履歴を知悉せしむるを要す蓋備主の之に由て使役の法を定め其注意を怠らざるべく被備者亦之に由て其主を欺かんとするが如き念慮を絶つべければなり
- 十、出獄者にして相當の職業を得たる者に對しての更に各種の方法を以て常に怠なく之が視察監督を爲すを要す又此等の者の姓名及居所の之を警察官に通報し置き其注意を求むべし但警察官の此等の者に對し徒に摘發的の苛察を爲さず保護奨勵の精神を以て之に臨むを要す
- 十一、出獄者の取扱の餘り嚴重に失すべからず成るべく十分の自由を與へ唯岐路に陥らざらしむるの監督を爲すに止むべし
- 十二、被保護者の出來得る限り一家を立てしむるを可とす但獨身にして且資力未だ足らざる者又の他の必要ある場合に於ての或の備主の家に寄寓せしめ或の相當の場所に下宿せしむる等此限に在らず然れども之が爲廣大なる合宿所様のものを設け嚴格なる監督の下に之を雜居せしむるの方法の宜を得たるものと云ふを得ず
- 十三、被保護者の取得する工錢の相當の方法を設けて之を貯蓄せしめ浪費せざる様監督を爲すの必要あり然

れども是亦餘り嚴酷に失し恰も在監人に對するが如き干渉をなすの不可なり
 十四、凡被護者の出獄の際に於ける處遇最注意を要す蓋し彼等の長く圜圉に呻吟し毫も手足の自由を得ざりし者なるを以て今良民普通の生活を見て其愉快を感ずるや大なり此機に隨で善く之を誘導するの時の最も宜を得たるものなればなり

十五、從來成立する所の保護會社等に於ての出獄者にして將來改悛の見込ありと監獄署に於て證明せられたる者にあらざれば之を保護せざるの主義を採るもの多きが如し然れども此の如きの慈善事業の趣旨に反するものなり監獄署に於て改悛の見込なしとするも果て然るや否の未知るべからず此の如き者の多くの之を矯正すること極て困難なるべし然れども困難なるが爲之を放擲するの不可なり

不良少年感化

十六、感化院に入るべき不良少年の丁年以下にして大凡左の種類の子たるべし

一、幼にして父兄の據るべきなく動もすれば犯罪に陥るの危険ある者

二、幼年囚若の幼年懲治人にして満期放免となるも之が引取人なき者

三、父兄より特に自費を以て入院を乞ひたる者

十七、父兄より其子弟の入院を乞ふ者あるとき細に其事情を取糺し十分に其必要ありと認めたる者の外之を許すべからず然らざれば感化院の遂に懶惰なる父兄の責任を迫るゝ器械となるに至るべし又一たび入院を許可したる上り明に退院せしむべからず

十八、感化の事務の之を二種に大別するを要す

一、普通不良少年の感化

二、一たび刑罰に觸れたる不良少年の感化

十九、不良少年の感化に付て第一に注意せざるべからざるの其少年の類別に在り前項二種の者の如きの決して之を混殺雜居せしむべからざるの勿論其他年齢性質品行履歴等により之を別異し相互悪習の浸染を防ぎ以て漸次其教養感化を爲すを要す

二十、少年の感化の出獄壯丁の保護と大に其趣を異にし學校の性質を含む故に出獄壯丁の傭主を得て相當の職業に就かしむるを主眼とすれども少年の總て感化院に收容して之に修身及藝術を教ゆるを主とすべし故に少年感化に寄宿制を採らざるべからず

廿一、感化院の成るべく市井喧囂の地を避け高燥にして田野山水の風景に富めるの地を撰むを可とす監獄附近の地の如きの最不可なり又運動場を設け体操術を教ゆるを要す擊劍柔術等此等の少年に適當なる運動に非ず

廿二、寄宿舎の前掲の類別に従ひ之を分別し各組に懇篤なる受持の指導者を置き且舎内の生活の總て家族的に之を爲すを可とするが如し

廿三、少年に相當の勞働を課せざるべからず而して其種類の農業を以て最も適當なるものとするが如し廿四、少年感化の少くも二年以上たるを要す短期の教養の以て彼等の悪習を艾除するに足らず

廿五、退院後の少年の處置に關しての亦大に心を用ひざるべからず否らざれば數年の教養も一朝にして水泡に歸するの恐あり而して其方法種々あるべしと雖性質年齢習得の技能等に應じ或の確實懇篤なる師を求めて着其業を研磨せしめ或の適當なる傭主を求めて其生計を立てしめ或の父兄親族の許に送りて將來の教化を怠らざらしむるが如き十分善後の策を立てたる上之を退院せしむるにあらざれば不可なり

り又退院者に付ての其監督者より時々報告をなさしめ或の役員を派し其動靜を視察せしめ飽まで之を保護するの道を講ずるを要す

●監獄改良と伊太利學派 (第一回) 留岡幸助

伊太利の監獄改良に於る位置や實に重しと謂ふ可し、監獄改良上暗怛たる當時既に法王クレメント第十一世ありて確實超凡たる遇囚本義を唱道し、中世ベツカア出でし新説を唱へ大に監獄改良の局面を一變するに至れり、近世に至りてのログマンの如き大家ありて健全なる刑學を講じ世人の口に膾炙する「*The Rivista delle discipline Carcerarie*」雜誌(一千八百七十二年「ベルツラニスカリア」保護の許に出版されたり、この雜誌の監獄改良に關係する勢力實に大なりと謂ふ可し、この雜誌中にのロンプロゾーのバズアに於て囚人を研究したる結果を掲載せり、加之近年法律となりたる「ザナデリー」刑法の學術的に編制したるものにて最も満足に堪へたるものなりと云ふ、伊太利學派の開山ロンプロゾー、シーザー、ロンプロゾーの刑事人類學の開山にして今や何人も彼が斯學第一流の人物たるを否定するものなかるべし、ロンプロゾーの父母のベチシア人にして彼の一八三六年に生れたり、而して今や彼が斯學に於る位置の重きこと千鈞も管ならず彼の幼少の時より書籍を好み、十一才の時小説、詩歌、悲劇に關する著迷をなし、十三才にして言語學上より社會學を講究し、同時に結晶物の研究より進んで物理學を修め、大學に入學する前進化論に關する二著述をなし、大學生たりし間ハ醫學と太古に於ける宗教學を併修し、醫學の研究より更に進んで精神病學を講究するに至れり、又彼のロンバゾーとリグリアに於て白痴に關する研究をなし彼が決論のヴォルチヨ及他の人々の適用する所となりたり、

一八六二年彼の「バヴィア」大學に於て精神病に關する一課を教授することとなり、癡狂及心理學に關する博物館を建て殊に精神病に關しての精密なる方法を以て種々なる研究を遂げたり、かゝる研究の世に嘗て試みられざりし新法なれば當時世人の嘲笑を蒙むること少からざりき、世人の彼の嘲笑して曰く「ロンプロゾーの尺度を以て癡狂を研究せり」と蓋し彼の腦骨及頭部を測定する機械を發明し以て是を化學的に應用したり、思ふに如斯機械の當時世にあらざりしを以て世人の彼を嘲笑して「尺度を以て癡狂者を研究せり」と云ひしも無理ならざるなり、斯る嘲笑冷語にも係らず彼の愈々斯學の研究に従事せしを以て其効果大に見るべきものありたり、彼が採用せし方法の世の好評を博するに至り、曩に彼を冷評罵詈したる世の今や彼を歡迎するに至れり、嗚呼世の毀譽褒貶の敢て意に介するに足らざるなり、爾來彼の皮膚病の原因に關し有益の研究を遂げベロサに於る病院長として招聘さるゝに至れり、於是乎彼のこの病院にありて盡瘁せしこと少からず遂に癡狂に關する一雜誌を發行するに至れり、幾莫ならずして彼の又ベヴィアに歸り精神病學を研究し遂に感覺を測る一器械を發明せり、彼の斯學の先達者なりしかば凡俗社會より嘲笑せらるゝ而已ならず、往々學者社會よりも譏誚を受くるに至れり、彼が頭上に落ち來る厄難の實に薄志弱行の能く忍ぶ所にあらずと雖彼の愈々堅忍不拔の實を擧げ遂に刑事人類學の基礎を据ゆるに至れり、

一八五九年、プロカの巴黎に於て人類學會を創設せり、而してヴォルチヨの才知堪能の人類學上に一大効蹟を顯はせり、この二人の研究したる結果の伊太利學派の研究に裨益を與へたること實に少々ならざりき、其故に刑事人類學史を討究するものの一八五九年に於る運動の記應すべきの出來事として特筆すべきを忘る可らず、又一八五九年の夫の有名なるダーウインの高著「*Origin of Species*」の出版ありし年にしてダーウインの「*生物起原*」の著述のロンプロゾーの間遇遺傳を研究するに於て少からざる

裨益ありしや疑ふ可らず、蓋しダーウインの著述ハ生物學上の基礎を論述すること極めて精確なればかり加之ロンプロゾー自巳獨得の講究法ハ大に斯學の發達を來たし一八五九年「犯人論」て有名の著述に着手し此が完結を遂げ出版するに至りたるハ一八七七年即ちエルマイラ感化監獄創設の年なりき、監獄改良の熾んなる今日刑事人類學的思想を基として實際に囚人を處遇するハプロックウエーの管理に屬するエルマイラ監獄より外に見るべきものなし、歐羅巴殊に伊太利ハ刑事人類學の主唱國なれども未だ斯思想を基として實地に囚人を處遇する監獄ハ伊太利ハ愚か歐羅巴大陸になし、然るに新開國北米の野ニウヨーク州エルマイラに於てハ斯學を基礎として新主義の處遇をなせり、吾人のロンプロゾーの新説とプロックウエーの新處遇が早晚調和せられ一大見るべきの改良を斯業に與ふることを冀望して止まず、近來歐羅巴刑法學者の内にハ夫の有名なるリスト博士(獨逸人)ガロファロ(伊太利人)デスピン(佛人)エリス(英人)の如き學者ハ「エルマイラ」監獄處遇の新主義を贊嘆し大に此主義を擴張せり、最近の米國監獄雜誌ハ吾人に告げて曰くロンプロゾーハプロックウエーが「エルマイラ」に於ける囚人處遇の結果を此上なき材料として喜び、プロックウエーと文通絶へすと云ふ、吾人の此二大潮流の何時しか合流して斯業の上に一大奔流となるを信んずるなり

ロンプロゾーの著「犯人論」の以前にありてハ刑事人類學としての著書甚だ少なけし、然れども強て此が良書を要めバ佛人デスピンの「心理的性質」ト題する一書ハ最も斯學に裨益あるものならん、然れどもデスピンの著書ハ刑事人類學としてハ只其一部に屬する研究に過ぎず、即ち犯罪人を心理的に論述したるに過ぎず、デスピンの結論に曰く

第一、犯罪の原因ハ人の道義心に起る狂狀に歸せざる可らず、

第二、其狂狀を醸す所以ハ遺傳的作用より起る腦髓の構造如何に歸せざる可らず、

と、此に反してロンプロゾーハ最初犯罪人を解剖的、相貌的、機關的の狂狀に歸せり、而尙自説を憶ひる爲に種々の方法に據りて研究せり、囚人を研究するにつきてハ心理學士よりするもロンプロゾーの講究法ハデスピンの研究に優れり、彼の管に犯罪人を研究するを以て止まず、苟も犯罪てハ一種の現象を研究せんハ彼の百尺竿頭更に一步を進めて犯罪を植物界、動物界、野蠻人、小兒の間に討究せり、

講

話

左に記載するハ過ぐる日横濱會館に於て出獄人保護大演說會の開かれし折の留岡氏の演說筆記なるが今回岡氏の校閲を経て本欄に掲ぐる事トハなしぬ

編者誌す

●犯罪人は改良せざる乎

留岡幸助

今晚此の席に於て犯罪人の改良せざる乎といふ題を以てお話を申すにつきて或ハ諸君の中に變な題を掲げて演說する者であるといふお考があるかも知れませぬと思ひます何となれば病院を開院するに先立ちまして其の開院式に臨んで病人の癒るものであらうかといふ問題を持出してお話致すのと同じことである今般出獄人保護會を御當地に御建設になると同時に今晚爰に斯様な盛大なる演說會を興かれたのでござりませぬ然るに私が今犯罪人の改良せざる乎といふ問題を出すことの恰かも開院式に當りて病人の癒るものであるかと云ふのと同じことである皆様の内さやうにお考へなさる方もあるかも知れませぬと思ふて居る併ながら犯罪人の改良するかせぬかといふ議論ハ監獄に縁故の遠き所の者のみならず監獄の事に關係をもつ

て居る人々の中にも斯様な考へを懐いて居る人なきにしもあらずでござります又犯罪人のことを研究致して居る學者の間にも犯罪人の改良するものであるか改良せざるものであるかまた確説を持って居らざるものもござります故に今晚私が此の問題をお話いたす譯であります

諸犯罪人といふものが若し改良せざるものならば諸君が貴重なる時間を消費し又金錢を義捐して此の事業に同情を表さるゝことの殆ど不必要であると思ふのである併しながら若し犯罪人が取扱の方法保護の如何に因りて改良するものであるといふことが分りましたならば實に我々財産を抛つも惜むに足らず況や時間をや又自己を犠牲にして盡力するとも辭すべきでないと思ふ又犯罪人を改良することが出来るか出来るかを疑ふならば之を保護する爲めに金錢を費し之が爲めに時間を消し己れの生命を抛つてする必要ないと私に思ふ他の人の如何なる意見を持って居るか知りませんが私の犯罪人に對しての確信の如何なる犯罪人と雖も改良し得るといふことであります

今晚我々基督信徒の事業としての出獄人保護問題に就て諸君に同情を求め理由の即ち犯罪人の何であるか犯罪人の人である故に犯罪人を救助するの取りも直さず人間を救ふのでござりますそこで私の犯罪人を改良することに就て重きを置きます其の最も深い理由の何れにあるかといへばこの事でござります

聖書に諸ての人を敬ふべしといふ言がござります此の諸ての人を敬ふべしといふ諸ての人の中に犯罪人も出獄人も居る夫故に私の社會の人より斥けられ社會の隅の方に隠れ將に死んとして所謂究すれば即ち茲に亂する所の出獄人を社會外に抛棄して置くことの吾人の本分でないと思ふ故に出獄人を憫れむ所の諸君の爲めに此の言を適用致します私に諸ての人を敬ふべしといふ

此の言を原則と致しまして出獄人保護事業を論ずるものである諸ての人を敬ふれば犯罪人出獄人も敬は

ねばならぬといふ此の立場に立つて我々此の事業をなすのでござります

又一人の靈魂を救ふの全世界を得るよりも貴きものであるといふ言がある今日日本の大いに文明に趣き政治上の進歩及精神智力上大いに發達して參りました併ながら社會下層の人を卑しめ上流の人を非常に重んじて居た日本の未だ全く其の余弊が去りませぬ試みに封建時代の事を顧みさせれば人の生命を輕んじ人を殺害し人を斬ること大根を切るが如くに考へて居りました况や監獄に繋がれて居る囚人或は出獄人を憫れむといふが如きその夢にも思はないのである人の生命を敬ふ精神がない況して物質的世界よりも一人の生命を尊敬するといふが如き精神がない故に社會に充ちて居る一己人「インデビヂエアル」を尊敬する精神がござりませぬ夫故に監獄に陥りて居る者或は出獄人を惡むこととするけれども之を憫れみ之を保護するといふ精神がないのである我々の罪人に對する感情の其の罪を惡んで其人を惡ますと云ふことであります人といふ部分に這入りて居るものゝ盲者、跛者、病者、犯罪人、出獄人、を問はず尊敬して若し此の一人を救ふの全世界を得たるよりも貴いといふ原則より考へる時の唯一の同情を出獄人に寄せて犯罪人を憫れみ之を救ふといふ何事を措いても爲なければならぬとである而して此出獄人を救ふに就いて同情を表するといふ言を換へて言へば一人の墮落したる靈魂を救ふために我々時間を費し自分の生命を捧げ或は又金錢を抛つても厭ふべきことでないと思ふ

是れ日本人より考ふれば甚だ奇怪に思はるゝと云なるが今より百幾十年前英吉利に奇妙なる人物がありまして毎日朝より晩まで監獄を巡回し己れの國のみならず歐羅巴各國の監獄を巡見致しました所の一人の人物が居りました其の人の此の事の爲めに金を抛ちましたと殆ど百四五十万圓道を歩きましたと凡そ四万哩でありまして一生涯の事業として身を棄て身代を抛ち加之最後に彼の魯西亞の國に到り遂に此事業の爲に黒

海の濱クリミアの近在に於きまして殉死しました諸君御承知の通り英吉利と魯西亞の相互に犬と猿との如き感情を懐き相敵視して居ります然るに此の一人の義人がクリミアの片田舎に於て死にました時に魯西亞人の上下擧つて此の義人の死を惜しみまして遺骸を英吉利に送りロンドンの墓地に立派に葬りました其の奇妙なる人の監獄改良出獄人保護の事を自分の天職とし此の天職のために自ら倒れねばならぬ天より授けられたる職分なりと自任したるのみならず其好むの甚しきより監獄改良出獄人保護を以て自分の道樂と致しました其の義人の名はジョン、ハオールドといふ人でござります其の人が監獄改良出獄人を救ふことに熱心同情を起してより身を終るまで全身を捧げたるの何の譯であるか我國の人々に珍らしいことであるが一人の靈魂を救ふに全世界を得たるよりも貴いといふ原則より發りましたのである已れの欲せざることを人に施す勿れといふのみならず已れの欲する所に人に施せといふ原則より起りましたのである唯出獄人が數多あつて自ら生活の途なきゆゑに之に保護を與へる或る監獄の制度が完全でない故に之を改良せねばならぬといふ唯社會的思想より起つたのみならず一人の靈魂を救ふに全世界を得るよりも貴いといふ原則より起つたのである世の所謂監獄改良にして若し此の原則より起らぬものならば大臣あり金満家あり學者あり智者ありと雖更に頼む可らざるものであります併ながら此の不易の眞理を原則として起りましたる監獄改良出獄人保護事業ならば天地のあらん限り繼續して往くものであると思ふのでござります左様に考へますと實に人間一個の心身を救ひ安樂に社會の表に班列せしむるために我々時間を費し財産を抛ち生命を捧ぐるも惜むに足らぬと思ひます

併ながら犯罪人といふものの改良するものであるか改良せぬものであるかといふと大いに議論のある問題であります私が五六年前北海道空知監獄に在つて教誨の任に當りてをりました時に道廳の參事官にて直接に監獄を支配して居る官吏が參りました或る晩其の人を訪問して種々のことを話する内其の人の申すに貴方の身を監獄改良のために抛ち犯罪人を教誨するに盡力して居らるゝが全体犯罪人の改良するものである乎改良せざるものである乎如何に思ふかといふ話であつた其の時私がその人に申すに貴方のお尋ねの恰も病院の院長に向て病人の癒へるものであるか癒へぬものであるかと質問すると同じことであると思ふ併ながら先づ貴方の信じてござるをお考へを承りたいと申しましたそこでその人の申すに犯罪人の改良せぬものであると申すのであると簡単に答へられた其の時私の申すに如何なる立場に立つて犯罪人の改良せぬものであると論断なさるか尋ねました其の人の申すに犯罪人の遺傳なるを以て改良せずと諸君此の事を記憶せねばならませぬ此の官吏の帝國大學の卒業生にしてしかも法學士である其の學者なる官吏の申すに犯罪人の遺傳である祖先より漸々親に傳はり遂に其の身に及んだのである人力を以て如何ともするとの出來ざるものである故に改良し得ざるものである加之歐羅巴の學者中にも犯罪人の改良せぬといふ説があつて其の説の如何にも確かな説である且つ過去の經驗に照して見ても犯罪人の多くの改良せぬものである故に如何にも改良の六ヶしきものであると申しましたそこで私の殆ど正反對の位置に立つて犯罪人の改良するものであると断言致しましたさうすると其の官吏の反問して言ふに改良すると断言する以上の如何なる論據を有するかと私の斯の點に就て断言なし得ると申しました

第一、過去の經驗に由るなれば犯罪人の改良せぬといふ議論は實際事實上に於て困難である何となれば過去の經驗といふ一言の百の理論よりも却て力強い如くなれども彼の過去の經驗なるもの今日尙甚だ不完全なりと言はねばならぬ今日の監獄の未だ完全の域に達せぬ監獄の學問の過去二十間に長足の進歩をなしたものでござります其の幼稚なる監獄の下に犯罪人を取扱ひましたものなれば過去の經驗を以ても事實

を以ても犯罪人の改良せぬといふ議論の甚だ薄弱なるものと云はねばなりません。恰かも田舎の藪醫者が己れの取扱ひたる病人が癒へぬゆゑ東京の大學病院へ持往きて治療しても癒ぬと云ふ議論に異ならない。今日監獄上の事の月に年に新たに進歩しつゝある今晚後に小川君が萬國監獄の現況を演説せらるゝゆゑ歐羅巴の監獄の状況を聞くことが出来ずが報告書杯を讀みかして二年前の歐洲の監獄と今日の監獄との大いに違つて居る監獄の總ての取扱が違つて居る今日進歩の途筋にあるのである故に犯罪人の改良せぬものであるといふ議論の田舎の藪醫者にて癒へぬ病人の天下至る所何れの醫者も適やすとの出来ぬといふ議論と一般である(拍手喝采)故に私の過去の経験に重きを置いて居らぬと申して(拍手)又今日我々の見聞する所に由ると諸君も御承知ならむ最も善良なる監獄と信じて居るのニコヨーク州エルマイラの監獄であるこの監獄にて囚人百人につき八十五人迄の改良するといふ報告を出して居る典獄が一升樹の如き大きな印判を捺して報告を致して夫の一年や二年でない七年間續いて天下に發表して居る世界英語の讀まるゝ所の皆此の報告書を読んで最も同情を持って居る又英國の感化院に於て改良したる者百人につき七十五人或は八十人最も善い所の感化院にて囚人九十人を改良したることを報告して居る其の他一々世界各國の例を學び盡すと出来ませぬが即ち比較上進歩したる監獄の経験に徴して見るも犯罪人百人につき八十五人迄の改良すると事實である若し之を益々改良進歩せしめたならば今より數十年の間に囚人中皆改良するかも知れませぬ斯の如く事實の上に立つて論じまするも犯罪人の改良せざるものなりといふ議論の甚だ薄弱であると思ひます(拍手大喝采)

第二、犯罪人の改良する者でないといふと何うしても言はれない筈である全能の神にあらざるよりの此人の改良するものである或は改良せざる人であると絶對的に斷言するとの出来ない若し人間の心身を見通して此の人の改良せぬものであると斷定する程の全智能の人間があれば斷言する事が出来る併ながら限りある智恵幼稚なる學問を以て居る我々人間の不完全なるものなりといふことを忘れてのなりませぬ其の不完全なる人間が犯罪人の改良せずと宣告を爲すとの越權の所置であると思ふ神を除いてより此の宣告を爲すもの一人もござりませぬ斯の如き權能を有する人間の一人もない故に犯罪人の改良せぬものなりと斷言するとの出来ませぬ(拍手喝采)

第三、疾病の身体の病氣にして罪惡の心の病氣なり此點より云へば疾病と罪惡の殆んど同じものなり知名の院長の匙を投げたる病人も往々復活して健全なる人となりたる例少しとせず然らば此犯罪の到底改良せずとして社會の人々より匙を投げられたるものも我々の内に改良して立派なる人間となりたる人少しとせず今日の如く進歩發達したる醫術に於てすらも不治の病者にして壯健に回復するものありとせば况や進歩せざる監獄事業不充分なる經驗不完全なる人間にして犯罪人の改良せぬ遺傳である改良せざるものなりと言ひ切るとの決して出来ぬと思ふ(拍手)又人情の上より申しても縦ひこの病人の癒へぬと言ふことが分りて居るも親兄弟の情として或は近き親族の情として病氣の癒くるまでの藥石を投じて看病をなすと同じ道理にて國中に一人の犯罪人あるに即ち一家に病人あると同じく國に取りての大事件である故に其の犯罪人を適當なる監獄に送り適當なる法方を説けて此を改良に導く人の情政府の義務でありませぬ縦ひ改良が出来ぬと斷定しても人間相愛の情より何うしても死ぬるまで我れら病人のために勞を取らばならぬと思ふのでござります其の如く又犯罪人に對する情も情に於ての一樣でござります(拍手)此の三項の理由に因りて犯罪人の遺傳である故に改良せぬといふ議論の信するとの出来ぬと思ふ(拍手喝采)

私が今日迄出獄人に交はり又取扱をいたしました経験に由れば……改良せざる犯罪人もあるも知れませ

ぬ夫の斷言出來ませぬ……私が取扱ましたる出獄人での大概再犯したるものない、其の事に最も熱心し且つ献身して居る方原胤昭君である原君の経験に因れば此の者の仕方がないといふて突と離すといふ犯罪人の少ないと申すことである倍如何にして出獄人を救ふのが最も適當なる方法であるかといふこと今日の大問題でござります私の思ふに人間に疾病をいたしますこの疾病を癒すに草根本皮の用法より醫術の進歩に由りて發明されたる人為的治療の法方天下に備はりて居ります肉體に疾病あれ癒す方法あるにも係らず人間が罪を犯して靈魂に大いなる煩ひを持つて居る其の社會の病人たる犯罪人出獄人を癒す機械に備はりて居らぬか私に必ず癒す途のありを信するのみならず之を経験して居るものでござります若し適當の方法を以て之に交はることをすれば確かに改良致します(拍手)

出獄人取扱ひの事に就いて私の考へを諸君に申上るならば出獄人の社會の人と同じ智識を持って居らぬ人間である一例を挙げますならば五六ヶ月前に東京集治監より二人の放免者が出ました其の者の十四年目に社會へ出ました日本の監獄にての囚人に新聞紙を讀ませぬ故に社會の有様少しも知らない十四年目に監獄から出まして新橋の停車場まで来てウロウロして居て流車に乗るとも出來ない其を私の朋友が見まして何うも普通の田舎もの様子でない傘も持たず三尺帯を締め草履をはき甚だ奇妙な様子に見ゆる朋友が出獄人に相違ないと鑑定しまして側に往き何うしたのであると聞いて見ると果して東京集治監より放免になつたものであつた東京集治監より新橋迄一日かゝつて飯も食はずに來たといふことである何故に旅費を持ちながら飯も食はずに來たかといふに自分等が這入つて食事をする所がかい食事を支度屋が分らないのであるそこで朋友が氣の毒に思ひまして二人の者を安宿へ連れて往き先づ食事をさせてから流車の切符を買つて與へ宿屋杯を教えて流車に乗せて遣りましたと申すことである諸君考へて御覽なさい誠に馬鹿ら

しいことである僅に小菅から新橋迄來るに一日を費した我々の聞いて殆ど眞に考へられませぬ流車に乗るとも出來ない鐵道どの如何なるものなるか人力車に乗るとも出來ないのである我々の了解し難いものでござりますが是れ十四年間監獄に繋留されて居たどの諸君御考へにならねばなりませぬ(拍手) (未完)

獄

諷

●森本松吉なる人余が教誨

論を讀しと云ふ

留岡 幸助

濁波を湛へたる湖の明月を宿さず、一物既に先占したる眼に眞理を見る能はず、余の鑿に一篇の監獄教誨論を草して監獄雜誌に投するや、森本松吉なる人あり「留岡幸助君の教誨論を讀む」てふ一片の高評を辱ふす、余の教誨論を草するや、宗教家の眼より此を論んせず、司獄官の立場より之を言はず、勉めて監獄改良てふ着眼點より之を論じたり、其故に可成獨斷的所見を避けて學術的斷定を採り勉めて公平ならんことを欲したり、公平ならんことを欲したりが爲に言ひ難きことをも言ひ、論じ難き點をも論じたり、然るに森本松吉なる人あり、如何にも俗吏的

に如何にも復讐的に(余の廿分も恨を構へたることなきに)如何にも老婆の「イヤミ」的に所感を述べられたり、所感の即ち森本氏の余が論文に對する批評なり、批評と諷諭との其精神に於て其性質に於て全く異なれり、森本松吉なる人の余が一論文に對する批評の批評にあらすして諷諭なり、嘲弄なり、今氏が所感の一二を採録せば

第一、論者内務省の教誨師採用方針に就て不公平なりと尤もなることなるべし而し若し地を易へて教誨師の主として基督教徒より採用するを可とすとの諮問案なりしならば果して斯論あるものにや、

素より監獄教誨を一宗教に限ることを非とするの余が持論なれば主として基督教徒而已に限るとするも斷して斯る意見に同意せざるなり

第三、教誨資格論の下第一の項中教誨師の弊を述べて云々せらる、是其心術の最も卑びべき奴輩なり、如此輩ありとせば余の論者と共に極斥を

勉むべし、如何にも世に徳義の看板を掲げながら所謂羊頭狗肉の輩鮮からず己の熱心を表はさんとして人の不熱心を嘲々し己をエラキ様に顯はさんとして人を價值なき様に悪口雑言罵詈以て天下に其人を惡さまに己を善しさまに思はしめんとするが如き野卑の人物なきに非ざれば監獄教誨師とても斯人なしとも云ふ可らず人々注意肝要なり

誰か如斯所感を讀みて奇怪の感想を懐かざるべき、素より如此文字を捕へて喋々する丈の價值なきが故に吾人の只森本松吉なる人の説を借用して悪口雑言罵詈以て天下に其人を惡さまに己を善しさまに思はしめんとするが如き野卑の人物なきに非れば人々注意肝要なりと言ふを以て止むべし、

第五……………且論文に云ふ所の教誨師の價值如何の遽かに決し難さも俸給の如きの現に余が確聞する所との大に相違する所あるが如し所以今日教誨師の俸給の上下三十圓以上中の二十圓以上如何に下るも教誨師專任者として先十圓以上なり……………云々
と誠に周到綿密なることにて月俸の金額まで注意せ

四の重複を意とせず頻りに當局有司に要請しつゝありし巡查看守の俸給増加の去月廿一日の官報紙上に於て勅令第四百九十九號を以て公布を見るに至りたるの斯道の爲め寔に慶賀すべき事にして全人社會の均しく政府の此英斷を頌揚するに吝ならざる所なり而して該勅令の全文を玩味熟讀するに其第八條に於て本令の地方の状況に依り明治三十一年三月三十一日迄其施行を延期することを得とあり依是觀之の本令の即ち即時施行すべきを本則とし來年度迄其施行を延期するの即ち其取除け法にして特に土地の状況に依り云々とあるに依て見るも實に明かなる事實なるにも拘はらず本令發布後の今日各地方當局者の間に未だ其實施に踟躕せるものゝ如く或り來年度迄其實行を猶豫するの方針を採れるものゝ如し加之ならず多くの當局者の間に或る豫算確定後の今日中途より之を實行せんに更に臨時府縣會を召集し付議したる上ならで到底此増俸令を施行するの道なきやの解釋を抱持せる者多きが如く加之に甚だしき假令本年度の既定豫算に於て從來缺員多かりしより生じたる巡查看守の月俸豫算に剩餘ありとすとも雖も既に府縣會に提出したる本年度の豫算議案説明書に於

られ難有次第なれども、只余が確聞する所と云ふ位のことにて確聞かり知らざれども甚だ確かならず余の論文を草するや一應の確聞してかきたり、何時頃の改正によりて斯く多の(比較的)月俸を教誨師に支給するやうなりしにや、事實確かに聞かまほしきものなり、
此外言ふべきこと多けれども何分森本松吉なる人の一物既に先占したる眼を以て余が教誨論を讀まれしとなれば正々浩々議論するも兎ても濁波の明月を宿さざる可ければ技に擱筆すべし、氣の毒なるの原胤昭氏にて關係もなにもなきに引事に出されて棒端をくわれたり油斷のならぬ世の中なれば注意すべきぞ肝要なれ、

雜 錄

●改正巡查看守俸給令實施の時期に就て

宇 宙 生

て巡查看守の月俸平均額を標學とし算出したる俸給額に於て缺員より生じたる剩餘金ありたりとて之を以て本令實施の爲め彼是轉用する能はずと云ふが如き狹隘なる寧ろ窮屈なる見解を抱ける向之なきに非ざるなり故に本勅令の恰も巡查看守をして希望を將來に繋がりしむる爲め云々は表示的足留めの招牌に過ぎざるやの感を抱かしむるの實況なき能はざるか如し予輩を以て之を見れば以上當局者の解釋なるもの今日如き巡查看守の缺員多き機に投し又將來に警察監獄に向て有用の人物をして望みを繋かしめんとするの主旨より出でたる折角の本勅令をして其實施を遅からしむるより其筋の方針に副はざるが如き憾みなき能はざるなり當局者が本令施行に躊躇せる第一の本年度既定豫算に假令剩餘を生ずる見込ありと雖も之を以て増俸に使用する能はずとの理由の如き實に謂はれなき事にして好し巡查看守の月俸平均額より算出したる豫算なりと雖も既に看守月俸とし總額を議決しある上其定員の缺員より生じたる剩餘の即ち常に看守月俸豫算に相異なるべき理由なきの勿論看守月俸豫算を以て看守俸給増加に使用する素より當局者の方寸如何に在りて決して議政者の與り

知る所にあらざるのみならず看守に缺員あるとき
 定員に充たざる在職看守の缺員者の代勤を爲しつゝ
 あるものなれば此勤勞多き看守に酬ゆるに厚報給
 を以てする何の不可か之れあらんや否な不可なきの
 みならず寧ろ其勞に酬ゆるこそ正當なりとす去れば
 此場合に於ての疑ひもなく理事者に於て彼是流用し
 一日も早く看守増俸の擧に出づることこそ當然の事
 理なりとす而して右第二の場合に於ける豫算に剩餘
 なしとするも抑も官制及俸給令の改正より自然に生
 出する結果に伴ふ歳出の即ち帝國憲法に云ふ所の所
 謂既定の歳出に屬し議會の廢除削減する能はざる費
 目にして既に本令の如き勅令を以て巡查看守の俸給
 令に改正を加へられたる當然の結果として既定豫算
 の上に多少の増出を要するの素より當然の事理なる
 のみならず況んや其性質既に既定歳出なりとせんか
 何ぞ臨時府縣會召集等の迂策を學ぶを要せんや又假
 りに之を召集するとするも議政者の決して之に容喙
 するを得ざるに於てをや其他是等臨時の増出に備ふ
 るが爲め豫備費なる科目を設け置かるゝなり宜しく
 當局者の豫算外の支出として本令を實施する素より
 將に差支なきを信す何となれば即ち豫算外に生じた

る勅令の結果として所謂既定の歳出に屬し議會の廢
 除容喙を許さざる性質のものなれば此際更に臨時府
 縣會等の召集を要せず豫備費より支出補充すべきこ
 と素より將に當然なりとす、最も本令第八條の來年
 度迄延期の餘地を與へありと雖も土地の狀況と決
 して右等の場合を指したるものにあらざるべし假令
 の豫備費を以ても補充し能はざる結局流用する能は
 ざる異常の場合を指したるものと解釋して然るべき
 を信す是れ即ち除外例の可成其範圍を狭少に解釋す
 べきを命ずる法令解釋の然らしむる所なればなり近
 時戰後膨脹的諸般の施設諸業の勃興する時期に當り
 只さへ巡查看守に缺乏を訴へつゝある尙其上に新版
 圖たる臺灣に多數の巡查看守を要し厚俸優遇を以て
 之を召集すること急なるより頗る非常の缺員を生じ
 つゝある今日此増俸令の發布なる寔に監獄社會の爲
 め有望の時機なるにも拘はらず其實行を躊躇するが
 如きあれは折角同人社會の望みを繋かしむ希望心の
 一時沮喪解體するの虞れなき能はざるが如し要する
 に本勅令の實施運用の巧拙如何の我監獄改良前途の
 休戚に關するや大なり當局者たる者此際宜しく速に
 實施の擧に出づるの策を講ずべきこと最も必要なら

んか予輩の仄かに聞く所に依れば集治監に於ての既
 に本年度の既定豫算内に於て流用増給するも差支な
 きことに内定せられたるやに聞く果して如何にや聊
 か當局者の一考を請ふこと然かり

●監獄官吏の増俸は急務なり

典獄の増俸論の監獄改良に伴ふ必然の順序としては
 非之れが斷行を希望するあるの平素予輩の持論にし
 て早晚之れが發令を見るの甚だ遠きにあらざるべし
 と信す嘗に典獄増俸の急務なるのみならず又之に伴
 ふて監獄書記、看守長の俸給増加も目下焦眉の急に
 屬せり曩きに巡查看守の俸給を増加せられたる結果
 として勢以下級の監獄官吏の俸給も之を増加するに
 あらざれば甚だ權衡を失するの虞れあり改正令實施
 の曉きに至らば巡查看守にして通常十五圓迄給與の
 道開かれたるに拘はらず警部、看守長、書記の最下級
 俸の僅々十二圓なるあり或の甚だしき十二圓以下
 六圓に至るの特別俸ありて此特別俸の書記尙純然た
 る判任官にして其官階より之れを云へば監獄書記の
 一般に看守の上班たるべきこと素より當然なるにも
 拘はらず此不權衡を見るの甚だ謂れなき所にして其
 看守長とし云へば規定の制服の必らず自費を以て之

を處辨せざるべからずして看守の一般の被服總て官
 給たるより俸給の始らく同等若くは以下たりとする
 も収入の遙かに下級監獄書記の上に出づるが如きの
 實に不當の甚だしきものにあらずし何ぞや去れば
 職權上官等の上下差異ありと雖も實収入即ち俸給其
 他に於て看守長書記たるものも俸給看守より寡少な
 りとせんか書記看守長に人才を登用する能はざるの
 原因たるべきこと實に瞭々火を賭るより明かなりと
 す今にして典獄俸給を高め監獄官吏の俸給を増加し
 其待遇を厚ふするにあらざれば能く書記看守長にし
 て之に忍耐するものあらんや聞く所に依れば従前の
 特別任用法に依れば看守より任命せられたる看守長
 の他の判任官に轉ずることを得ずと云ふ規定を廢し
 一般普通の判任官に通用することに改正せらるゝや
 の風説あり此風説にして果して信なりとせば愈々益
 々看守長書記に人物なきに至るやも圖り知るべから
 ざるなり而して一面看守より書記看守長に任用する
 の途開くべしと雖監獄官吏の俸給をして尙少しく之
 を豊かにし人才を登用し希望を將來に繋かしむるに
 あらざれば監獄の改良の得て期すべからざるなり

●而して監獄書記の任用法は監

獄雇より特任せられたし

監獄の事務の作業、會計、名籍、領置、檢束、教誨、教育衛生等其目種々ありて之を概括するを得ざるの勿論なりと雖も就中前段數者の普通監獄事務の主なるものゝ内に屬す而して其作業會計事務の如き最も熟練と機敏を有するにあらざれば多く之れが任に適合すると云ふを得ざるなり從來監獄書記の如き往々他の判任官を流用し來り直に監獄事務に主任たらしむるの類多きが如し是れ一の監獄に人物なきに職由するが如しと雖も監獄雇を書記に任用するの道なきの亦其一大原因たらざるを得ず予輩が實見する所に依れば随分數年來監獄に雇として事務に老練にし監獄書記たり判任官たる技能を有するもの又決して尠なきにあらざる而して之を俸給拾貳圓以下の判任官に採用せんとせんか俸給の却て雇たりし當時より減少するを以て之を甘言せざるのみならず依然雇とし監獄事務に執筆し其熟練技能判任官たるに譲ることなき者又尠なきにあらざる而して不熟練無經驗なる判任官を他より之を採用するとせんか主客其位地を顛倒し遂に圓滑を缺き果ては監獄に不利益なる結果を見るに至る是れ即ち監獄の常に其改良の効果を奏するの

遅々たる所以又以て其官吏を交替し能く其事務に精通するの違なきこと又其原因の一たらざるを得ず然れども若し監獄雇の内を以て監獄書記に任用の途を開くは看守を看守長に任用すると同様監獄事務に老練なるものを監獄に得るの利益あり一面現時の雇員をして將來に希望を抱かしめ監獄改良の爲め利益多かるべしと信ず有司以て如何となす

●拘置監は司法省に屬すべきこと

との當然なるを論ず

在奈良 洋々 散士

拘置監の有罪の嫌疑を受けたる刑事被告人を拘禁する處とす現今其の管轄は内務省に屬し直接に知事より典獄をして之を監督せしめ居れり散士の斷じて其の不可なるを知り併せて司法省に屬すべきの至當なることを信ず今拘置監の性質より論ずるも毫も内務省に屬すべき分子の存在するものなし
拘置監に刑事の被告人を拘禁するは證據湮滅、逃走犯罪繼續の三要素中必ず其の一を具備するに非れば之を拘禁すること能はざるものなり然らば之を目して有罪視すること能はず檢事の當初有罪と認め公訴を提起せしを以て之を有罪視するの論を待たずと雖

ども裁判官の胸中に未だ審理を遂げざる以前に之を有罪視するが如きい毫もあるべきの理なし故に現今歐米各國にても刑事被告人は無罪純白を以て之を待遇するの方針を採れり然れども一旦嫌疑を受けたる以上の到底普通の人民と同一視すること能はず故に取締上權利の幾部分を毀損せらるることあるも亦止むを得ざるものなり然らば其の性質は行政官の監督すべきものにあらざる何となれば唯檢事にのみ有罪なるか又無罪なるか正當の判決あるを目的とするにあればなり而して之を審理するもの及び之を判決するものも亦裁判官なり然らば刑事被告人の一舉一動に關する事の一として公訴の目的を達するに外ならず斯の如く其關する處總て裁判所にありて毫も行政官の豫を容るゝの點なきものなり試に現今の取扱其の他總ての事項を見れば裁判所の手を經ざるもの殆ど稀なり是れ性質上裁判所の手を經ざるを得ざるものあればなり今實例を擧げて之を論せんに若し被告人にして衣類を賣却せんか其の衣類たる贓品の嫌疑あるやも未だ知る可からず又携帶金にて食物其の他物品の購求を願出づるものあらんか其金圓の賍金なるやも亦知る可からず通信を發送せんか其の通信の暗

々裡に證據湮滅の點なきを保せんは勢ひ裁判所の手を經ざる可からず妻子眷屬故舊より郵便ありたりとせんか亦證據湮滅の點あるやも知る可からず故に是等の主として裁判所の許可檢閲を求めざる可からず亦罪質其の他事件の如何に依りては密室監禁を要するに至らざるも單に獨居を要するが如き場合なきにあらざる可し斯の如く千差万別なれども皆裁判所の關すべき處にして行政官たる典獄の唯被告人を裁判所より預り居るものと云ふに止まれるものなり故に其の手續は常に二重を要するが故に従ひて被告人も非常の不利益を來たす場合あるべし何となれば右の如く總て裁判所の手を經ざるを得ざるを以て其の用事を辯ずるや必ず數日を要すること疑なし夫れが爲め證據物取寄せの通信の如きも其の期を誤り公判に附せられ爲めに冤罪に服することなしとせず而して斯の如き場合に上訴せんか豫納金を所持せざるより止むを得ず服罪するに至ることあらん今其の實況を列舉するとき一も内務省に屬するの便なる點をも發見せず依て散士の斷然司法省管轄と爲し直接裁判所の監督に屬せしむるを以て正當と思ふ又拘置監の現今の監獄則第一條に六種監獄の一とすれども

其の性質を分析すれば既に監獄を以て目すべきものにあらざるに監獄署長たる典獄の之を監督するの其の不可なる言を俟たず是より散土の其の司法省が監督すべきの方法を論ずるに先ち拘留監の制度を一書せん現行監獄則に地方監獄と全しく雜居制とせり然れども散土の斷乎として獨居制を冀望す否拘禁の精神より論ぜば獨居制とせざる可からざるものなり其の故の散土の其の實況を見て之を知りぬ一房少なくも七八名以上十二三名以下雜居し居るを以て如何程に靜坐緘黙の方針を採り看護者より訓戒するも到底人言を塞ぎ能ふを得て望む可きにあらず故に彼等常に同房内のものと事件を研究し房内の恰も證據湮滅の學校の如き感あり故に初めて豫審廷に出でて答辨したるときと第二回と第三回との漸次に其の答辨の模様異なるものあり是れ獨居制の必要なる所以なり殊に重罪の如きの現今と雖ども其の豫審中の可成司獄官の計ひにて獨居房に入るのの方針を採るべし右の如く總て獨居制としたるときに斷然地方監獄と同構内に設置するを避け裁判所と同一の構内に建設し裁判官若しくは檢事正をして拘留監長を兼務せしめ豫審其の他擔當の判檢事をして常に其の監房を

巡視せしめなば従ひて審判上に裨益する所少なからず彼等被告人も常に靜肅にして規則違犯等のこと絶て無きに至るや明なり亦數十名の看守を置きて之を看護せしめ平素の舉動規則違犯等を詳記し擔當判檢事の一覽に供し甚しきもの其の擔當判檢事或は監長より訓戒を加へなば彼等の他日處刑上に影況を及ぼすことあらんことを恐れ爲めに良好の成績を得るに至るやも知る可からず以上の方法に依りて之を監督するの取て至難の事にもあらざるべしと信す

●臺灣則及全施行細則の發布を望む
臺灣浪士

現行監獄假規則の曩きに臺灣住民刑罰令施行の當時訓令を以て民政局長の規定せられたるものにして即ち刑罰令の主旨を酌み唯僅かに其大體の取扱を示したるに過ぎず其細則の如きに至りては各監獄署長に專任したるものなれば各監獄毎に其取扱を異にし大に刑罰均一の主義に悖反せるのみならず假規則の主として監獄令及刑罰令等に基き規定したるものなれば不條理の點又少なからず殊に客年八月刑法實施後に於て懲治人の取扱及工錢給與等を規定せざるにより執行上種々の困難を生し爲めに假規則を廢止

し更に監獄則を制定(客年十一月總督府に於て知事諮問會の時附議せられしと聞く)するの必要に迫りたるも事情の抑制する處となり遷延以て今日に至りたるの予輩の深く遺憾とする所なり然れども行刑上素とより長く放擲し置くべき者に非ざるを以て本年三月二十六日より全島各監獄署長を總督府に召集し全府の發按に係る監獄則及全施行細則に對する諮問を爲し四月三日に至りて之を全府を議了し遅くとも本年七八月に至りて監獄則の勅令を以て全施行細則の府令を以て發布せらるゝ遲ひに至るへしと傳ふ予輩の現時の狀勢及び治獄の本体よりするも其説の果して信ならんことを切望するものなり而して道路子の傳ふる處の者頗る参考に資すべき者あるを以て左に内地實施の者と異なる重なる點を掲ぐへし

- 一、集治監及假留監の本島に設置するの必要なしとして排斥せり
- 二、内地施行細則第一條を本則に於て採用せり
- 三、監房區分法の簡單概括に年齢罪質犯數及悔悟の狀況に依り區分すどせり
- 四、給與工錢額を十分の一乃至六と爲し給與の主

- 義を義務的及恩惠的の折衷に採りたり
- 五、食糧の下白米とし地方の便宜に依り麥、粟、稗、黍、薯、等を混用するを得と定めたり
- 六、菜代の金二錢以内とせり
- 七、囚人懲治人書信の發送及收受に制限を設けず
- 八、附則但書に臺灣總督の準備完からざる監獄に對し此規則中一時停止するを得とせり
- 一全施行細則に於て

- 一、囚人處遇の規定を新設し徒刑懲役重禁錮囚の處遇を四段の階級に別ち無賞表囚を四級に有一個囚を三級に有二個囚を二級に有三個囚を一級に行狀最も不良の者を級外とせり而して處遇の方法
- 甲、工錢の給與方(一級五分乃至六分二級四分三級三分四級二分級外一分とす)
- 乙、特別榮給與(金二錢以内四級級外給與せす)
- 丙、接見の請願(二級二ヶ月一回一級一ヶ月一回共に三十分時を限りとす)
- 丁、臥具給與方(一級に限り壹枚の増給をなす)

四級級外の粗なるものを給す)

戊、入浴順

己、使役方(四級級外の炊事、看護、理髮、剃鬚に使役せす)

二、行狀勘査規定を移植せり

三、釋放すべき者の所持品の三日前に點檢し其者をして補綴新調を請ひしむるを得とせり

四、釋放すべき者一日二人以上あるとき一人毎に釋放時を異にすへしとせり

五、被監視人を警察署に送付する時の行狀表を添付すへしとせり

六、監房に下付する書籍の厚紙の表紙を附せざるものに限るとせり

七、醫師に於て藥用として給する外阿片の斷然囚徒に與へざることをせり

以上の只だ風説子の傳ふる異なる點を摘記したるのみなれ其信僞素とより判すへきに非らざるも予輩の已に已に假規則の改正せざるへからざるを認むるものにして其之を改正し臺灣監獄則及全施行細則を制定するの曉に至て無論内地實施の者を準とし又多少前掲の如き參酌を加ふへき事理の將に然るへ

き者と思考す而して此説をして若しも不幸にして無根なりとするも必要已に迫りつゝあるものなれ予輩の一日も速かに臺灣監獄則及全施行細則の發布を望むものなり

● 巡查看守の俸給令發布を見る

在奈良 洋々 散士

從來巡查看守の月俸の薄給なること當局者の憂慮する處たり而して其の薄給の人物を求むるに最も困難を感じたる最大原因たり然るに本年五月十八日勅令第四百四十九號を以て愈々巡查看守の俸給令を發布せられたり是を見るに從來のものといふ雲泥の差違にして巡查看守の優遇至れり盡せりと云ふも不可なし嗚呼將來巡查看守に適當の人物を求むること難からずと思考す散士の其の巡查看守の待遇の厚きことを感泣するのみ豈に看守たるもの刻苦勉勵せずして可ならんや散士の爰に之が解釋を試み當局者の參考に供せんと欲す杜撰の點あらば大方諸君の教示を仰がらんのみ

巡查看守の俸給(第一條の解釋)

從來巡查看守に關する勅令を發布せんとするとき必ず先づ巡查に關するものを規定し而して後看守何

々の之に準ずと規定せり蓋し巡查看守の其位置境遇對等なるにも拘はらず其の筋に於て巡查の看守に勝れるが如き取扱を爲し爲めに司獄官吏の胸中に多少不快の觀念を懷きしが本勅令の明に巡查看守俸給令と規定して其の同等なることを示されたり予輩司獄官たるもの欣喜雀躍せんと欲す而して最初巡查看守の月俸の六圓乃至八圓たりし處此の二三年間に於て七圓乃至九圓に進み遂に昨年八圓乃至十圓となり且一圓乃至三圓の宿料をも給せらるゝ如くなり居りしに愈々今回等級を七級に改正し一級十五圓二級十四圓三級十三圓四級十二圓五級十一圓六級十圓七級九圓となれり是れを最初のものに比較するときは最高級の分に於て殆ど二倍となれり是れ現今諸物價の騰貴に比較すれば蓋し至當のことならん只予輩の一日も早く書記看守長警部の最下級俸を十五圓以上にせられんこと冀望に堪へざるなり

新に巡查看守に任命せられたるものゝ月俸(第二條及び第五條の解釋)

巡查看守に新に採用せらるゝものゝ月俸の九圓若くは十圓に任用することを得然れども是に不利の利益の例外と利益の例外との二個あり不利の利益の例外との巡

査看守の教習中なり教習の僅か二ヶ月間なれども其期間の月俸の九圓以上を給することを得ず即ち六圓乃至八圓の範圍内を以て支給することを得依て府縣會にて決議したるとき其の決議の結果に依て支給すべきものなり是れ當然職務に従事せざるを以て斯の如き少額を給するに至當のことなり利益の例外との第一判任官以上の官職に在りたるもの即ち看守に就て云へば看守長看守副長陸海軍監獄看守長の如き前職あるものゝ看守月俸の一級乃至七級の範圍内に於て前俸給以下に任用することを得假令前職十二圓看守長なりしとき看守に採用すべき場合も亦十二圓看守に採用することを得るとの規定なり而して本令第二條を一讀するとき單に判任官以上とあるを以て如何なる判任官にても巡查看守に直に任用せらるゝが如く見ゆれども是れ一般判任官を指定したるものにあらず巡查若くは看守に直に無試験にて任用することを得る判任官なり即ち前例に於けるが如き是なり何となれば一般判任官の無試験にて看守に採用せらるゝ資格なきものなればなり第二精勤證書を有するもの假令が巡查の精勤證書を有するものゝ直に巡查に又看守の精勤證書を有するものゝ直に看

守に採用し前俸給額以下を給することを得る然れども巡査精勤證書を有するも看守に採用することを得ざるなり何となれば看守採用規則に明に看守精勤證書を有するものとあるを以てなり

昇級せしむる程度(第三條第四條の解釋)

巡査看守の俸級にして十一圓未満のものに在職年限の多少に拘わらず十一圓に滿つる迄の一年内に一回若くは二回迄昇級せしむることを得假令九圓看守に一月拜命したるとき其年内即ち十二月迄に十一圓に至らしむることを得又五級俸即ち十一圓より在職年限一ヶ年を経るにあらざれば昇級せしむることを得ず是れ實に肯察を得たるの規定なり而して是に數個の例外あり第一巡査或は看守より巡査部長若くは看守部長に拔擢せらるるもの直に十五圓迄を給することを得然るに爰に實際問題として起るに既に拔擢せられて現今看守部長にあるものも尙一年在職の有無に拘わらず直に十四圓若くは十五圓に昇級せしむることを得るや否や或る論者曰く拔擢せらるる場合に於てすら直に十五圓迄を給することを得る况んや現に看守部長に在職し居るものに於ておやと論ずるものあり然れども散士に之に在担する

能はず何となれば五級俸以上の在職一年を経過するに非れば昇級せしむることを得ずとの原則にして看守部長に拔擢せらるるもの此の制限に依らずとの一の例外なり例外法の狹義に解するに解釋學の原則なり然るに況んや的論鋒を以て之を解するに即ち比附援引の解釋と云はざるを得ず抑も立法者が看守部長に拔擢するに當り此の制限に依らずとの例外を設けたる理由に他なし例へば或監獄署に五人の看守部長ありと假定し其の月俸の皆十三圓なりとせんか然るに其の五人の中一人辭職したる場合に普通看守より拔擢するに當り其の看守が九圓俸なるとき直に十一圓迄に昇級せしむる事を得れども尙他の拾參圓の看守部長と權衡を得ざるを以て此の權衡を得せしめんが爲め直に年限に依らずして十三圓となすも差支なしとの例外を規定したるの精神なり故に現今拾圓の看守部長の一年在職の有無に拘はらず拾壹圓迄に昇級せしむることを得るも其の以上となすことを得ず又現今十二圓の看守部長なるとき現に一年を経過し得るに非れば一級を進むることを得ざるなり然れども強て昇級せしめんと欲せば一端看守部長を免じ普通看守となり更に拔擢として看守部長に爲す

時直に十五圓迄給する事を得第二、刑事事務又は通辨其の他特別の技能を有するもの特別の技能と看守の擊劔の師範たる看守又は柔術の師範たる看守是等のものに在職年限の制限に依らずして直に十五圓迄昇級せしむることを得又第二條の制限をも受けずして初より直に十五圓に採用するも敢て差支なし

就職若くは退職等の場合に於ける月俸支給の方法(第六條の解釋)

新任、昇級、降級、復職の場合に其の辭令を發したる翌日より日割を以て支給す又官の都合に依り依願免職したるもの及休職若くは死亡のとき其の當月分の金額を給す然れども休職當月復職したるとき其の當月の俸給の之を支給せず何となれば既に休職の際一ヶ月分の俸給を渡し居るを以てなり

月俸半額を給する場合(第七條の解釋)

病氣の爲め職務せざる事六十日を踰ゆる者及私事の手柄より二十日以上職務せざるもの月俸の半額を給す然れども公務の爲め傷痍を受け若くは疾病に罹り又衣服受けるもの尙全額の月俸を給す而して爰に起る問題に擊劔の爲め傷痍を受けたるもの公務の爲めの傷痍中に包含するや否やと云ふに擊劔

の公務の餘暇に於て云々とあるを以て公務傷痍の中に包含せず是れ實に散士の遺憾とする處なり冀くは公務の二字を削除し單に餘暇に於て擊劔を爲すべしと規定せられたし斯の如く規定するとき擊劔に基づく傷痍も公務の傷痍に包含するに至るを以てなり

附則

本勅令の理事者に於て直に臨時縣會に提出し看守俸給豫算の追加あらんこと冀望に堪へず而して豫算に編成するに如何なる標準に依て一人平均給與額を算出するか散士以爲らく八圓看守の勅令の結果當然九圓となり其の他のもの現俸給より壹圓宛昇級せしむるの豫算を組まば不可勿らん然れども現に特別俸の十二圓看守なるとき昇級後一年を経過し居るに非れば十三圓と爲すことを得ず然れども本令の施行期限明治三十一年三月三十一日迄延期し置き本年臨時會に提出せざるも不可なしと思考すれども物價高直の地方に於ては必ず臨時會に提出することを要す何となれば地方の狀況にあり延期することを得と規定しあるを以てなり然れども現今何れの監獄に於ても看守缺員者多き爲め俸給の剩餘あり此の剩餘を年末賞與として支給することあり是等の監獄に於

て其の剩餘を以て直に本令を實施せられんことを冀望す何となれば豫算の範圍内なるを以て特更に追加豫算として縣會に提出するを要せざるを以てなり而して本令施行の日より明治二十三年勅令第二百二十八號中第三號令二十四年勅令第六十九號同二十六年勅令第一百五號の消滅す又本令の北海道に適用せず何となれば北海道に於て既に前日看守俸給令を改正し十五圓迄給し得るの道開け居ればなりと云爾

法 令

臺灣總督府地方官制

除臺灣總督府地方官制の改正を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治三十年五月三日

内閣總理大臣臨時代理
樞密院議長 伯爵黒田 清隆
拓殖務大臣 子爵高島新之助

勅令第五百五十二號

臺灣總督府地方官制

第一條 臺灣に臺北縣、新竹縣、臺中縣、嘉義縣、臺南縣、鳳山縣、宜蘭縣、臺東廳及澎湖廳を置く其の位置及管轄區域は臺灣總督之を定む

令

- 第二條 各縣に左の職員を置く
 - 知事 書記官 警部長 稅務官 技師
 - 典獄 警視 屬 技手 警部
 - 看守長 監獄書記 通譯
- 第三條 各廳に左の職員を置く但し臺東廳、澎湖廳には當分の内財務長を置かず
 - 廳長 書記官 財務長 警視 屬
 - 技手 警部 看守長 監獄書記 通譯
- 第四條 知事は一人勅任とす
- 第五條 廳長は一人奏任とす
- 第六條 書記官は各縣二人各廳一人奏任とす
- 第七條 警部長、財務長、稅務官 典獄は各一人奏任とす
- 警視は奏任とし各縣各廳を通じて二十人をして定員とす
- 第八條 屬、警部、看守長、監獄書記及通譯は列任とし各縣各廳を通じて二百人をして定員とす其の各縣各廳の定員は臺灣總督之を定め其の各官の定員は臺灣總督の認可を経て知事、廳長之を定む
- 第九條 技師は縣、技手は廳又は廳の須要に依り俸給豫算定額内に於て適宜之を置くことを得
- 第十條 知事、廳長は臺灣總督の指揮監督を受け法律命令を執行し部内の行政事務を管理す
- 第十一條 知事、廳長は部内の行政事務に付其の職權若は特別の委任に依り管内一般又は其の一部縣令、廳令を發することを得
- 第十二條 知事、廳長は辨務署長の處分若は命令の成規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは其の處分若は命令を取消し又は停止することを得

第十三條 知事、廳長は非常急變に際し兵力を要するときは其の附近地の團長若は守備隊長に出兵を要求することを得

第十四條 知事、廳長は所部の官吏を監督し奏任官の功過は臺灣總督に具狀し列任官以下の進退は之を專行す

第十五條 知事、廳長所部の奏任官の懲戒を臺灣總督に具狀し列任官以下は之を專行す

第十六條 知事、廳長は廳中庶務の細則を設くることを得

第十七條 知事、廳長事故あるときは上席高等其の職務を代理す

第十八條 知事、廳長は臺灣總督の認可を経て其の職權に關する事務の一部を特務署長に委任することを得

第十九條 各縣に知事官房、内務部、財務部、警察部、監獄署各廳に庶務課、財務課、警察課及監獄署を置く其の事務の分掌は知事、廳長、臺灣總督の認可を経て之を定む但し臺東廳、澎湖廳には當分の内財務課を置かず庶務課に於て其の事務を掌理す

第二十條 縣に在ては書記官の一人は内務部長、一人は財務部長、警部長は警察部長、典獄は監獄署長となり知事の命を受け所部の事務を掌理し下部の官吏を監督す稅務官は財務部に屬し租稅に關する事務を掌理す

第二十一條 縣に在ては書記官は庶務課長警視の内一人は警察課長、財務長は財務課長となり廳長の命を受け所部の事務を掌理し下部の官吏を監督す

第二十二條 縣に在ては各部長又は監督署長事故あるときは知事に於て廳官吏の一人をして其の事務を代理せしめ廳に在ては各課長

又は監獄署長事故あるときは廳長に於て廳官吏の一人をして其の事務を代理せしむ

第二十二條 廳は縣に在ては知事官房、内務部又は財務部に屬し廳に在ては庶務課又は財務課に屬し上官の指揮を受け庶務に従事す

第二十三條 警部は警察部、警察課又は警察署若は警察分署に屬し上官の指揮を受け事務を分掌し下部の巡查を指揮監督す

第二十四條 看守長は監獄署又は監獄支署に屬し上官の指揮を受け監獄の戒護を掌り看守を指揮監督す

第二十五條 監獄書記は監獄署又は監獄支署に屬し上官の指揮を受け庶務に従事す

第二十六條 通譯は縣、廳の各部、課及其の他の官署に分屬し上官の指揮を受け通譯に従事す

第二十七條 縣、廳内須要の地に警察署を置く其の位置、名稱及管轄區域は臺灣總督之を定む

知事、廳長は必要と認むるときは臺灣總督の認可を経て警察署の下に警察分署を置くことを得

第二十八條 警察署長は警視又は警部、警察分署長は警部を以て之に充つ

警察署長、警察分署長は上官の指揮を受け其の署主管の事務を掌理し部下の官吏を監督す

第二十九條 巡查及看守に關する規定は別に之を定む

第三十條 知事、廳長は必要と認むるときは臺灣總督の認可を経て監獄署の下に監獄支署を置くことを得

監獄支署長は看守長を以て之に充つ

監獄支署長は上官の指揮を承け其の督主管の事務を掌理し部下の官吏を監督す

第三十一條 縣、廳職員の外警察官及監獄官を置き判任官の待遇とす

第三十二條 縣、廳に參事を置くことを得

參事は、各縣各廳五人以内とし奏任官の待遇とす

參事は、縣廳管轄内に居住し學識、名望ある者に就き補務大臣を経て臺灣總督之を奏薦宜行す

第三十三條 參事は地方の行政事務に關し知事、廳長の諮問に對し意見を述べらるものとす

參事は知事、廳長の命を承け事務に従事することあるべし

第三十四條 縣、廳内須要の地に辨務署を置く其の位置名稱及管轄區域は臺灣總督之を定む

第三十五條 各辨務署に在の職員を置く

署長 主記

第三十六條 署長は一人奏任又は判任とす

第三十七條 主記は判任とし各辨務署を通じて六百人を以て定員とす其の各縣各廳下の定員は臺灣總督之を定め其の各辨務署の定員は知事、廳長之を定む

第三十八條 署長は知事、廳長の指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を掌理す

第三十九條 署長は必要あるときは憲兵又は警察官吏の出張を要求することを得

第四十條 署長は部下の官吏を監督し其進退、功過を知事、廳長に具狀す

第四十一條 署長は部内の街、庄、社長を監督し其の進退及成績を知事

一級 四千圓	二級 三千五百圓	三級 三千圓
廳長、書記官		
一級 四千圓	二級 千八百圓	三級 千六百圓
四級 千四百圓	五級 千二百圓	
但し廳書記官は二級俸以下とす		
警部長		
一級 千八百圓	二級 千六百圓	三級 千四百圓
四級 千二百圓	五級 千圓	
財務長、稅務官、典獄、辨務署長、警視		
一級 千二百圓	二級 千圓	三級 九百圓
四級 八百圓	五級 七百圓	

訓第二十九號

臺灣總督府看守教習規則左の通り相定む

明治三十年四月三日

臺灣總督 男爵乃木 希典

看守教習規則

- 第一條 新に採用する看守は先づ教習して後本務に従事せしむべし
- 第二條 教官は監獄官吏の中を以て之に充つべし
- 第三條 授業は監獄の職務に關する要領を示すべし其概目左の如し
 - 一 看守及傭人分掌例
 - 一 監獄則及施行細則
 - 一 監獄に關する諸法規の大要
 - 一 戒護の心得(立番、巡警、押送、外役)

事、廳長に具狀す

第四十二條 署長事故あるときは上席主記をして其の職務を代理せしむることを得

署長は部下の官吏をして其の事務の一部を臨時代理せしむることを得

第四十三條 主記は署長の命を承け庶務に従事す

第四十四條 辨務署に參事を置くことを得

參事は各署五人以内とし判任官の待遇とす

參事は辨務署管轄内に居住し學識、名望ある者に就き知事、廳長之を命す

第四十五條 參事の部内の行政事務に關し署長の諮問に對し意見を述べらるものとす

參事は署長の指揮を承け事務に従事することあるべし

附 則

明治二十九年勅令第九十九號臺灣總督府職員官等俸給令中海臺總督府地方高等官に關する規程は本令施行の日より廢止す

(別表の主意を約記すれば知事は勅任にして一等二等其他は悉皆奏任にして廳長廳書記官は三等以下七等まで警部長廳書記官は四等以下七等財務長稅務官典獄辨務署長警視は五等以下入等までなり)

總督府高等官等俸給 (勅令第五百五十二號)

第一條 臺灣總督府地方高等官の官等は別表に依る

第二條 臺灣總督府地方高等官の俸給は左の如し

- 一 在監人處遇の心得
- 一 在監人行狀監査の心得
- 一 諸檢査の心得(身体、人員、監房、器具、衣服、臥具、差入品)
- 一 非常變災時の心得(火水風震反獄逃走)
- 一 役業に關する心得
- 一 傳染病預防及患者取扱方心得
- 一 記帳申帳の心得
- 一 監獄日用の整潔
- 一 服裝及帶劍の心得
- 一 禮式及姿勢の心得
- 一 官吏職務紀律の大要
- 一 看守懲罰令給助例及警察賞與規則の大要
- 一 實習(戒具使用法、依據、提鏡法、消防演習、鑿劍)
- 第四條 教習期限は二箇月とす
- 第五條 教習中の看守は見習の爲教官又は先任看守の指導を以て實務に當らしむべし
- 第六條 教習期限の終りに於て修業の成績を試験すべし
- 第七條 試験に於て及第したる者に直に本務に服せしめ其落第したる者は仍は一箇月間練習せしめ更に試験を受けしむることあるべし
- 第八條 此規則の施行細則は縣知事司之を定む

彙報

●出獄人救護慈善會

豫て計畫中なる放免囚救護事業に關し甲斐縣警署典獄を始め徳島日々、徳島新聞社長其他の有志者は昨十八日富市寺町等修院に會合し大體の協議をなしたるが其名稱は徳島縣出獄人救護慈善會とし一萬圓の資本を募集して控産場を設くることとし猶ほ弘く有志者を勧誘して發起人とし其方法を決定する者なり

●監獄外に於ける救護

警に戒刑の大典あるや其木前廣嶋典獄は特に各寺院に通告して出獄者の教誨に注意せんとを以てしたりき而して同典獄は之を普通の場合にも推及ぼし其効果を全からしめん意なりしも未だ果さずして去りしが今新興新妻氏は前任地三重縣に在りし日に於て既に其事を實行し効果の著しきを觀たれば不日特に通告して各寺院の注意を促がし普通の場合に於ける出獄者の教誨に力を致さしめんとする由

●監獄制度

改正の事は板垣前相も頗る留意せし所なるが榊山現内相も亦其志を繼ぎ熱心なる改正論者にして其實行を期し現に今回の地方官詰問會にも監獄學校設立に關する詰問をなしたること既報の如し又近頃萬國監獄會議に列席して歸朝したる小河滋次郎氏よりも充分内相の詰問に答ふる所ありしを以て内相は益其改良の必要を感じ殊に改正條約實施期も迫れるを以て是亦既報の如く經費若し許すあらば明年後より之を實行せん希望にて地方官會議に於ても決定する所あり尤

選般米圃より歸朝後感化事業及び出獄者保護等に關して諸新聞雜誌及び著述に於て其の意見を公にし近來又た前大審院長三好退藏氏と感化事業に着手し居る留岡幸明氏は此程山梨縣出獄者保護會の發企人土屋七右衛門氏より同會の規則を添へて同氏の意見を問合せたるに對し緊要なる意見を記して土屋氏へ寄來りたり

●水管を以て牢屋の格子と爲す

米圃にては牢屋の格子を鐵の水管にて造り此管内に水を通じ置き囚人の破綻を企て此管を切り又は損傷する時は水は忽ち噴出して破綻の警報を爲す仕掛なり

問答

●應答

●第拾六項 (刑罰満了の無籍者は別房留置の外保護の途なきや)

在廣陵 譯々樓主人

監獄に於て別房留置人程惻然なるものはあらず彼れ別房人は刑餘無罪の眞民にして僅に監視執行地未確定なる故を以て再び此痛苦を嘗めざる可らざるの境隅とになり又之が當局者豈に一顧を要せずして可ならんや夫れ歐米諸國に於て既に數十年來(まだ程先きよりも)出獄人保護會社なるものを設立し以て之が保護を爲しつゝありて今や日進月歩の我が帝國に於て此の設立を見ざるは予の嘆慨措く能はざる所なり予に向は一步を進め我が國のクローチたる先覺者小川先生の西哲の格言を擧て痛切切諒せられし一項を抄録し以て本問

も其改正の目的たる監獄建築の改良、監獄官吏の教育及資格、出獄者の保護等に在るも監獄建築の事は少なからざる經費を要するを以て財政困難の今日直ちに之を行ひ難けれど其他は大抵明年度より實行せらるべしとなり又監獄官吏の教育問題は其練習所を設置するにあり元來監獄官吏の如きは一の行政官たるに相違なきも他の官吏と比せば多少之を忌慮ふの傾きある者なれば右官吏に對しては成べく安心の地位を與へ其待遇轉給を厚くし喜んで職務を執らしむるの方針を取るべく又監獄の目的を達せんに於て出獄後の保護如何は大關係を有するを以て此等に對しても大に講究する所なるべからずと云ふにあり而して地方官會議詰了の後内相は各地方官を帝國ホテルに會し晚餐を饗應するよしなるが其際小河滋次郎氏は監獄に對する地方官の責任と云ふ一個の演説をなし且歐洲諸國に於る監獄制度の談話をも爲すやに聞けり

●囚徒輸送に關する露帝の勅令

露帝は勅令を下して將來流刑の囚徒をシベリヤに輸送するにハ俄道を以てすべき旨を命ぜり將來シベリヤに追放せらるる囚徒はトラスタよりイルクツクまで徒歩にて九十八日の長旅行を爲すことを要し且つ其の出發の前所々の中央集治監に集つて其の期を俟つこと數年に及ぶを例とせり故に中央集治監に落合ふ囚徒夥しくして爲に傳染病を發生し之に罹りて死亡する者方を以て數へ男女及び小童をも同室に禁禁することなれば其の道德を亂すの弊害も亦大なり然かもシベリヤに於ける追放の苦難は其の恐ろしきと之に數倍するを以て囚徒の身に取り中央集治監に滞留するは冥加に餘る幸福にして聖旨の深きとを銘記せざるを得ざる位なりと云ふ

●出獄者保護意見

の責を差かんぞす問者予が早劣未練なるを咎むる勿れ謂く不肖子の如きも亦た此萬國會議に列席し談、在囚保護のことに及ぶときは顧みて我國未だ此事業の殆んど其嫩芽の發生するものだになきことを心奪に慚愧の感に耐へざりし所なり監獄改良事業ありて免囚保護の事業なきは恰かも子を生むの母あつて之を鞠養し之を教育する者なきが如し如何にか能く監獄改良の目的を貫徹し得べけんやフエリク曰く監獄の目的は監獄其れ自らの作用のみを以て成就し得べきに非ず社會道德的事業殊に出獄人保護の整備せるを俟て始め能く其目的即ち犯罪防滅の効を擧ぐるに至る可しと至言と謂ふ可し云々と同ふ吉田徳太郎君亦た他に相當の保護策ある乎請與に聞かん

●同上

鐵血生

現行監獄制度則ち刑法附則の存在する限りは刑期の満了と同時に無籍者(大概一定の住所或は引取人なきもの)放免するの不穩當なるものありと雖ども已に刑の執行を終らざる所謂無垢純正の眞民となりたるものをして監視執行地なき理由を以て監獄の別席に留置するが如きは其情に於て忍びざる事なりとす故に余輩は今設幸にも免囚保護會社の各地に勃興する時に會す會社の大憲大憲を以て之れを救養し相當の保護を與へ自立の眞民たらしめん事を只管希望の至りに堪ふるなり

●同上

在奈良 洋々散士

刑期満了のものにして無籍者なるときは監視執行期限中監獄の別房に留置するの外他に相當の保護策なきやと云ふにあり散士以爲らく無籍者と雖ども之が引取人あるときは監獄の別房に留置するに及ばず然れども無籍者にして引取人なきときは別房に留置するの外他に保護策なきものなり刑法附則第三十二條には監視に付する者住居な

く及び引取人なき時は其期限間々とあり故に別房に留置するには三個の條件を具備するを要す第一附加監獄ある事第二住居なき事第三引取人なき事此の三個の條件を具備するに非れば別房に留置すること能はざるなり然るに散士が知る某地の監獄に於ては判決書氏名の肩書に住所判然記載しあるものと雖ども尙監獄署より照會して引取人の承諾書を得るに非れば出監せしめざりき故に一時別房留置人四百名以上ありしことあり豈に法律の誤解恐る可きにあらずや散士は常に信す右三個の條件の申一を欠ぐものは別房に留置することを得ざることを發て假令引取人なきも住所あるときは別房に留置することを得ざるなり故に無籍者と雖ども引取人ありたるときは別房より出監せしめざる可からざるものと信す

●第十七項 (囚人、懲罰人信書) (發送制限に就て)

吉田 徳太郎

嚴正學實に刑罰を執行するの裡面に於て極制限的に社會的交誼(書信接見の如きもの)を許すは感化改良上偉大の利益ありと曾て學者の唱道する處なり余輩亦實驗上信するものなりと雖ども強て書信を勸誘し接見を勸誘して之れを許すも感化改良上著明の實効なきのみならず反つて極制限的に社會的交誼を許すの趣旨に背馳するに至るなきやを恐る何となれば囚人の親屬故舊を思ふの情に自ら其心の發動より來つて之れに前非改悛の結果親屬故舊を思念するものと認むるを得べしと雖ども勸誘に依つて發生したる因念は未だ以て彼の眞情なりと謂ふを得べからざればなり而して書信の如き接見の如き社會的交誼は極制限的に之れを許せばこそ自由刑執行の要義に違ふも無制限に許すが如きは遂に自由刑執行の主義に背反するに至る世の感化主義に流るゝもの自ら戒懼者處する處あるべし

●同上 在奈良 洋々 散士
實疑の要點を指示すれば囚人及び懲罰人をして親屬故舊に宛て書信を發すること勸誘するは自由刑の要素を欠ぐことなきやと云ふにあり散士以爲らく囚人及び懲罰人の信書發送度數は監獄則第三十三條に明定しあるを以て假令之を勸誘するも其の範圍内なるときは決して自由刑の要素を欠ぐものにあらず時として感化上利益あることあり然れども其の度數毎に偏か時候見舞位にも尙信書を發送すること勸誘するときは之が爲め信書の檢閲若くは所持金より郵券購入等非常の煩雜を來すものなるを以て其の局に當るものは此邊に留意せざる可からざるなり

●第十八項 (在監人書籍) (看讀に就て)

在奈良 洋々 散士

在監人に古今英雄豪傑諸大家の列傳及び官僚若しくは慷慨の詩歌等を編輯しある書籍を看讀せしむるの利害如何と云ふにあり散士以爲らく是等の書籍と雖ども一種の小説本に外ならざるを以て刑事被告人には看讀せしめざるを可とし然れども囚人懲罰人に對しては個人的待遇を以て許可するを可と思考す

●同上

吉田 徳太郎

在監人へ即ち刑事被告人に小説本看讀許可の件に付ては曾て監獄雜誌上に於て先盟の議論を一讀したる事ありき余輩は刑事被告人に在つては小説本の看讀を許すの意見なるも囚人其他の在監人に對しては断然看讀を許すべからざるの早見を有す其弊害の如きは已に先輩の論究して餘す處なし余輩今茲に贊せず東海逸史幸に之れを海恕せよ

●第十九項 (特典放棄者程なく入監) (したる場合の待遇如何)

も必要の事と思考す而して特別の待遇とは如何なる方法に依るや愛に數個の例を掲げん
一、拘留監及囚人監とも一般在監人と別與する事 但性質又は犯狀に依り兇惡と認むる者は獨房に入る可し
一、衣類器具雜品は一般在監人に貸與する物品より劣等品を給與する事
一、配食或腰及び洗面手洗入浴とも一般在監人の後らにせしむべき事
一、強壯者は可成強役に虚弱者は輕役に最も劣等なる役を科し科程は少しく重き方針を以て定め不了の者は日没後に浴るも居残り就業せしめ當日の夕食は鹽湯の二品の外菜を與へざる事
但炊事掃除雜役及び外役等には一切使用せざる事
一、坐作業或は正坐せしめ難き者は醫師の診断に依り安坐を許すことあるべし

曾て新選の木舞小河君の神奈川縣典獄在官の當時偶發犯者之習慣犯者の待遇を興に彼の物姿を以て常業と爲すが如き七犯八犯の習慣犯者に對しては特に冷遇を加へ一定の期間(即ち改悛の時期)香の物一種の外普通の常業を給與せず尙往數物を撤去し戒誡を嚴正に執行する等階級主義の下に彼等な待遇し其結果流石兇暴なる惡奸無賴の徒も典獄神明の術に驚き只管前非を悔ひ再び犯罪の爲めに習慣犯者の入監を減するに至れり之れ小河君獨得の伎倆にして當時部下の舉つて君の偉勳を賞揚して止まざりし處なり而して本題特典により減刑せられ同時に出獄し幾何もなく 皇恩を無視し犯罪の爲め再び入監するが如きもの其心根の可惡彼の習慣犯者に比し優るあるも劣るなきの罪奴と謂はざるべからず況ん哉是等罪奴の偶發犯者に少なく習慣犯者に多きものあるに於てや余輩は偶發犯者之習慣犯者との間はず法律の許す限り宜しく冷遇を加へ 皇恩に背くの罪を謝せしむるの措置に出でられん事を切望して止まざる處なり
附言其監獄の如き已に之れを履行せられつゝあり余輩其監獄當局者の手腕眞に感佩の至りに耐へざるなり

●同上 奈良 洋々 散士

實疑の要點は今回英照皇太后陛下の御大表に丁り減刑せられ同時に出獄しれるものにして間も無く入監したるときは特別待遇を執行するの可否如何と云ふにあり散士以爲らく斯の如き恩典に浴しなごら再度直に入監するが如き輩は實に犯罪を以て生活を計る背徳失心の怪物に外ならざれば從て過罰法に於けるも尋常の手段に依り其の効なきや勿論亦現に減刑の恩典に浴し他日出獄すべき輩の懲戒をも欠き治獄の本旨に反るに付き是等の輩に對して特別の待遇を爲すは最

一、輕微なる非爲犯者と雖ども嚴罰に處分する事
一、服役中は食物及書籍の購求を許さざる事 但典獄に於て必要と認めたるときは此の限りにあらず
一、書籍の看讀を許さざる事
一、教誨は特別を主とし切々之を加ふる事
一、監房戒護者は特撰し嚴格なる紀律に服従せしむべき事
一、就役衣を襟上部に三角形の黒布を附著し一般囚人と一異の上區別する事
一、服役中改悛の情著しき者は前項の待遇を特免することあるべし 但特免處分は典獄の認可を受くべし

散士は右の如き特別待遇を爲さんことを冀望す質疑者吉田徳太郎君之に満足するや否や

●同上 在中國 東海 逸史

這回裁判の恩典を蒙り出獄して間もなく收監の身となるが如き恩の何たるを識らざる愚蠢無類の奴原は既に改過遷善の見込なきものなる而已ならず實に國家を蓋するの天刑病者にして最早之が藥石たる神効聞なきは逸史の斷言する所なり果して然らば單に或る一二の待遇を與へざるは愚か書信にされ接見にされ入浴にされ苟くも典獄に於て之が必要を認むるにあらざれば一切之が許可を與へざる而已ならず刑期間監房に拘禁して相當なる役業を課し殆んど禁禁的懲戒の主義を採り假令細些の犯行ありと雖も一歩も假借するとなぐどし／＼處罰を與ふるは是れ則ち痛疾たる天刑病者を醫するの神効圖にして各地方に於ても又た如此方法を設けられんと只管冀望する所なり

●同上 進正

這回の特典に因り裁判せられ申時に出獄したるものにして間もなく入監したる時は典獄の見込によりある期間通常の榮を與へず即ち特別待遇を執行するの可否を吉田君より御尋に候處小子に於ては全然其不可なることを一言以て答ふるのみに御座候尙本問文意を窺ふに裁判同時に放免したるもののみを指したる如くに相見へ如何にも不審に不堪候申す迄もなく裁判せられたる以上は其放免の何時たるを不問結局同じ資格のものにて候然るに今日の有様を見るに奇怪にも警察官は勿論一般世間にては裁判同時に放免したるものに對してのみ居常觀察を嚴密にし他は遙も顧みざるべし誠に失當と言はざるを得ず存候何卒裁判者は發令當時の放免者のみに非らずと云ふ懸念を

一層強く何人も保たれ度ものに御座候吉田君にも宜敷御考へ願はざれ度希望致候

●第二十項(在監人の犯罪を) 在奈良 洋々 散士

司獄官吏職務の際在監人に犯罪あることを認知したるときは刑事訴訟法第五十二條に依て告發すべきか將五十三條に依て告發すべきや散士は五十二條に依るべきものと信ず何となれば司獄官吏は職務の際に即ち其の職權を行ふに因り犯罪あることを認知したるものなればなり

●同上 進正

司獄官吏職務の際在監人に犯罪あることを認知し告發する時は刑事訴訟法第五十二條同第五十三條何れに據るかを御質しに候處生は尤も第五十二條の規定に従ひ然るべきを信ず候沈黙生君尙疑ひあらば更に其論點を承はり度候

●同上 吉田徳太郎

司獄官吏在監人の犯罪あるを認知したるときは職務上の義務として告發すべきものなるや如何と云ふに職務上の義務として告發すべきものにあらず何となれば司獄官吏在監人の犯罪あるを認知するも彼の行政警察官吏が犯罪あるを認むるが如く稅務官吏が租稅検査の際の稅に關する犯罪あるを認知したる場合は大に其性質を異にするものにして即ち警察官吏稅務官吏の如き職務上の義務として告發すべきを要するべからざるものなるも司獄官吏は只た在監人に犯罪ありし事を所屬檢察に報告せば足れり故に司獄官吏は刑事訴訟法五十三條に依り告發すべきものを知るべし

●同上 在中國 東海 逸史

在奈良 洋々 散士 四人に貸與の蒲團は冬夏の區別を設け貸與しあるや否や散士は是が實際の取扱は知らざれども是等は夏冬の區別を爲し夏期は最も薄き蒲團を貸與するに至當と思考す

●同上 鐵血生

在質與の蒲團に付ては余も聊か考ふなきにあらざれども今日の監房及監獄經濟は余等の意見を容るゝの餘地なく徒に意見を述ぶるの時機に達せん事を待つのみさりながら冬夏を通じて一枚の蒲團を貸與し置くが如きは何か工風を凝らし一日も疾く改正の曉きに至らん事を其弊害の如きは追て述ぶるの機會も之れあるべし東海逸史の君よ幸に恕し賜はらん事を

●質疑

●第二十三項 外役生

四人を利用して監獄を新築するに當り其竣功を速かにす方法あらば議論に流れず實行上の眞法を示されよ
一 土木石運搬の便利方法
二 四人に外感的の思念を興起せしめざる方法
三 料程を終り若しくは終らざるものあるときは如何なる獎勵方法を以てする乎
四 廣原山野に囚人を散亂せしめ僅少な看守を以て戒護せしむる方法並に戒具施行便利法
五 土木石運搬に用ゆる便利(鐵道は架設しある)器械の雛形並に夫れを使用する方法

●第二十一項(未了年囚交談等) 吉田徳太郎

獨り交談曲已ならず繞て獄則違犯の多きは比較的丁年囚より未了年囚にあるは事實の證明する處なり此點に就ては余も東海逸史と其感と同じうす而して其取締法たる實驗上未だ完全無缺の眞策あるを發見せず只だ未了年囚に對しては特に叱咤激勵する等威權を示して以て取締を爲すあらば反つて丁年囚より治め易きものあるを見る監獄に就ても彼の親權を以て子を懲戒するが如き處遇は彼れ未了年囚を懲辱感化する上に有益有効なるものありとす而して其處遇方法の如何は余が公言するよりは寧ろ言はざるを以て優れるものあらん余は只だ未了年囚 戒護の任に該るものは 特別の注意(容親に威嚴を現はし居るも其一つ)を要する事を了し可憐の動作あらん事を望むになん

●同上 在奈良 洋々 散士

未了年者の交談を禁絶する方法如何と云ふに今日到底難居制にては禁絶する能はざるものと信ず只之を禁絶せんには獨居制とするの外なしと思考す

●第二十二項(囚人蒲團履) 冬區別の件

六 右の外外役に就ての便利あらば其考案
 以上は監獄規則規定の範圍内に於て明敷を希望す

●第二十四項 送法生

軍禁錮一年の刑に對し既に執行済に係る重禁錮一月を通算すべしとの判決ありし場合に於て其通算方に付左の二説あり
 甲 一月を通算すべしとあるを以て一年則ち十二ヶ月より一月を扣除し残る十一月月則ち三百三十日を執行すべきものとす
 乙 一月は三十日なきを以て一年則ち三百六十五日より三十日を扣除し残る三百三十五日を執行すべきものなり然るに甲説の如くせば既に執行せし日數は三十日なるにも拘はらず其結果三十五日を扣除するに至る豈如新道理あらんや
 右甲乙兩説の是非如何敢て先取諸賢の決裁を仰ぐ

●第二十五項 在廣陸 誇々樓主人

女監携帶乳兒及び女囚の取扱諸週に關し左の數則を掲載せり大方の諸君實地の明解を吝む勿れ
 第一 乳兒 携帶せる囚人にして一週罹病衰弱の爲め乳液不生の身となりたるときは領置の所持金若しくは給與工錢を以て牛乳若しくは滋養菓子類の購求を請ふときは之を許可すべしや
 第二 乳兒携帶の女囚死亡したるときは該乳兒は監獄所在地の警察署に引渡すを以て適當なりとする 平果大市町役場に引渡を以て適當なりとするや
 若し警察署に引渡すを適當と認むるときは如何なる理由明規あらんや

第三 携帶乳兒既に滿三才已上に達し之を引渡すべき編屬故舊あれども彼が平素性行を忌み更に之に取合はざるときは監獄は強制しむるの可也

通信

●保護事業に就て 望 蜀 生

社會の安寧を維持し國家の福利を増進せんことを宜しし不平等の民を救済保護するにあり刑餘の民にして獨るに戚族なく營むに資産なき程不幸の極にあり而して其之を救済保護するの術は他なし其恒業を授け其恒力を養ひ以て其民の地位を成さしむるにあり是れ免囚保護の最も今日に必要なる所以なり蓋し犯罪防制は社會公共の責に任して獨扶助は國民交互の義務なれば苟も職に司獄にあるもの須らく之れが事業に率先奮勵せざる可らず近時鼓吹て各地に保護場設立の舉あるは初に國家の一大院事にして誰れか雙手を擧げて之を設立に係るものにして爾來百方經營益々其規模を擴張し遂に今日全國の模範と稱せらるゝに至れり其間當局者の辛勞殆ど謙想の外にあるべきを信ぜざるべからず而して現時同院の役員は辨辯士大島寛爾氏院長に僧侶鈴木英長氏副院長に監獄書記兼看守長松隈健二氏庶務委員兼會計委員に教師河津純孝氏庶務委員兼教師に監獄醫藥原三郎氏醫員に監獄書記辻一路氏書記に山本壽三郎氏書記取締員に山田三左衛門 南波顯行の両氏取締員にして何れも斯道の熱心家のみなれば尙に末頼母しきことなりといふべし今同院の規則書を得たれば左に掲げて大方諸士の參考に供す

埼玉慈善會保護院規則

的之を引渡すとを得べきや
 第四 携帶乳兒病氣に罹り將に重疾危篤に陥りたるときは外醫師の診察を請ふときは之を許可すべしや
 第五 女囚にして懷胎臨月なるときは居房に於て執役せしむるの可否

●第二十六項

一箇工場に於て一二の檢束看守ありて一面戒護を司り一面作業を督勵し囚人は之に鐵獄の義務を守ると云へども混同執役の結果勞ひ言を作業上の必要に托し喋々相交談するの弊あるは予輩の経験する所なり今彼が使役上に要する素品若しくは諸器械は一切執役前及び休役時間中に貸與し置き彼が執役中は(禁言)と題する大表札を高懸に掲げ若し此禁令を犯したるときは言作業上の事たるを否とを問はず處罰する方法を設くる可否(或る某集治監には現に行ひつゝありて其効ありと)

●第二十七項

獨乙國に於ては監獄吏員は専ら軍人より採用するもの、如し然れども其他の各國(我國にも)未だの方針一定せざるが如し果して然らば會友諸君何れより採用するを可とするや 滿腔の御意見を承りたし

●第二十八項

囚人發信用の郵便切手及び端書は所有囚人所持の看守若しくは書信掛事務の看守をして直接之を保管せしめ置き第一課は單に間接の保管者たらしむべき可否(參考或る地方には發信の迅速事務上の便宜に依り如此方法を採用せり) 各地方實際の取扱を承りたし

●第二十九項

監獄書記看守長の區別を廢し單に看守長なる一職の下に之を併せ

- 第一條 本院は埼玉慈善會保護院と稱し埼玉縣北足郡浦和町に設置す
- 第二條 本院は本會規則第二章第二條に依り埼玉縣監獄の放免者を保護し善良なる人民に帰せしむるを以て目的とす
- 第三條 本院維持の資金は本會の資金慈善家の寄附金及び作業の収益金を以て之に充つ
- 第四條 本院に院長副院長庶務員會計委員醫員教師書記各一名を置く但庶務委員及書記は時宜に依り更に一名を増置することを得
- 第五條 役員の權限は左の如し
 - 一 院長は本院の事務を總理す
 - 二 副院長は院長の職務を補佐し院長事故あるときは其事務を代理す
 - 三 庶務委員は院長の指揮を受け被保人の出入文書の往復其他の庶務に従事す
 - 四 會計委員は院長の指揮を受け金品の出納品物の賣買其他修繕等の事務に従事す
 - 五 醫員は院長の指揮を受け在院者の治療其他院内の衛生事務に従事す
 - 六 教師は院長の指揮を受け教誨の事務に従事す
 - 七 書記は前記諸役員事務を輔佐す
- 第六條 本院の役員は會長之を撰定す其任期及び手當等は都て本會規則に準據す可し
- 第七條 院内に支給取締員三名を置き 役員の指揮を受け院内の取締其他の雜務に従事せしむ但取締員は院長之を命免す
- 第八條 本院に於て保護を與ふ可きものは改悛の見込ある者にして

左の數項に該當する者に限る

一 放免後頼る可き親戚故舊なく且自活の途なき者

二 放免の際歸郷旅費なき者

三 監視執行地なき者又は執行地あるも家屬との不和に依り監視規則を遵守するの恐ある者

第九條 監獄署より入院を請ふ者ある旨の通知を受けたるときは庶務委員は先づ本人に面會して院則を遵守することを得るや否やを確めたる後其行狀技藝職業原籍刑科等ハ調査し前項に適合するものと認むるときは付録第一號式の名簿を調製し且付録第二號式第三號式の願書及び誓約書を徴し入院許可の手續を爲す可し但本條の手續をなすに當り一圓以下の旅費にて歸郷し得らるゝ者には入院を要せずして其旅費を惠與することあるべし

第十條 入院者にして無籍なるときは入籍の手續を爲す可し

第十一條 入院を許可したるときは親屬ハ其旨を通知す可し

第十二條 入院の際金品を所持する者あるときは會計委員に於て之を預り置く可し

第十三條 在院者に専ら農業及び日傭に從事せしむ但時宜に依り院内に於て工業に就かしむることある可し

第十四條 就業時間は日出より日没に至るまでとす

第十五條 就業者の賃金を定むるは左の例に依る可し

但課程賃金を定むるの必要ある場合は物價の騰降に應じ時々院長之を定む

一 農業の賃金は一日一人拾五錢以下の範圍内に於て熟否に依り個人毎に定めたる金額

二 日傭は本院と傭主との間に取決めたる賃金額

第二十四條 在院者の食物に一汁一菜とし飯糧は白米十分の四等十分の六とす但祭祝日等は此限にあらず

第二十五條 在院期間中ハ一切退院を許可せざるものとす但確實なる引取人を生ずる若くは生活に差支なきものと認むるときは此限にあらず

第二十六條 在院者にして遵守事項に違背し戒諭を受るも之に服せざる者は退院を命ずるものとす

第二十七條 本則第二十五條第二十六條の退院者にして監視中の者なるときは其旨を所轄警察署に届出本人をして監視執行地移轉の申請をなさしむ可し

第二十八條 在院期限を経過するも醫生の目的確立するまで尙在院せんと請ふ者あるときは情狀に依り許可すことある可し

第二十九條 退院後住居を定め生計を整さんとする者又は別に雇主あるときは本院に於て紹介を爲し相當の便利を與ふるとあるべし (以下次號)

寄書

一晝夜勤務の配置法

在中國 東海逸史

一晝夜勤務法は吾人の數年來渴望して止ざるの宿論なり吾人の宿論は即ち監獄の輿論なり夫れ輿論の衝ふ所は如何なる巨炮砲及ありども之れに抗爭せんとを得んや宜なる哉今や全國到る所の看守勤務法を窺ふに概体的に一晝夜勤務法にして晝夜分勤法の跡止むるは絶て無

三 院内の工業は製品賣價より妻品代價を引去りたる殘額但他の依頼に應じ手間賃を定め物品を製造したる場合には其手間賃の全額

第十六條 日傭の依頼を受けたるときは凡そ左の標準に據り賃金を定むるものとす

但特別の技能あるものは此限にあらず

一 先食 一人 一日金九錢以下

一 食持參 一人 一日金拾五錢以下

第十七條 就業者の賃金其他一切の收入金を取締員にて收集し速に會計委員に納付す可し

第十八條 在院者備はれ先に於て傭主より金錢又は物品の惠與を受くることあるときは院の上連に取締員に届出せしめ取締員は食物を除く外之を預り置く可し

第十九條 在院者の賃金は食費を控除し其殘金十分の三を院費に充て(科刑外賃金に對しては院費の徵收をなさず)其餘は積立置き退院の際下付す可し但食費を控除すること能はざるときは院費を以て支辨するものとす

第二十條 在院者の衣服は白衣を着用せしむ若し着用する物なきときは之を貸與す

第二十一條 在院者の臥具其他作業器械は之を貸與すべし

第二十二條 在院者の理髮等の費用は自辨せしむ但自辨すること能はざるときは之を惠與す可し

第二十三條 在院者疾病に罹り服藥したるときは其藥價は自辨せしむべしと雖ども時宜に依り本院にて施療することある可し此場合に於て若危篤なるときは速に親屬に通知す可し

くして僅に或る二三の地方に於て存するある而已豈に一晝夜勤務法の萬歳を三唱せざる可けんや然りと雖ども一晝夜勤務法は實に廿四時間の長時間の勤務法にして是れが配置方法の宜しき得ざるときは其弊害たるや壹晝夜分勤法に異ならんやその配置法の至難なること知る可きなり夫れ配置法の宜しきを得ざるの弊延て被配置者その人の不平心ハ熾もし監獄機關の失態ホ來たらし眞聖なる刑罰の効力をして薄弱ならしむるに至るは論を待たざる也加之勤務者其もの、睡眠を催し姿勢を柔すか如きとあるは之則ち配置法の宜しきを得ざる結果にして吾人の遺憾とする所なり而して監獄未開當時の勤務配置法を按するに往々つまみ當ひ見使と云へる尤も不規律殘酷なる取扱方法にして其結果遂にP氏氏の分勤法を施行せしむるに到りたる所以なる乎今や漸々改良の進運に伴ひ其弊跡を脱すと云へども尙ほ所謂〇〇的方法のあらざるなきやな疑ふ豈に斯道の爲めに嘆慨措く能はざる所なり

要之一晝夜勤務の配置方法たるや宜しく勤務者らの者の身体の強弱及び勤務の通否勞働難易服務時間の長短其他諸般の干係を考察して彼は不公平不規律に漆るが如き古昔野蠻時代の〇〇的陋醜を行ふの弊なからんと吾人の一言を欲する所なり隨しきに於ては不滿の結果中途にして變節せしむるが如き沙汰なきにあらざるなり夫れ配置方法の至難なるは今更之を喋々する要なしと云へども偶々感ずる所ありて斯くは一言すると爾り

治獄上に付て感あり

京都府監獄署詰 越塚保門

社會文明の進歩に従ひ人口益々蕃殖するは既に何人も疑はざる處なり而して人口蕃殖するに従ひ生存競争其度を進み従て貧富の懸隔非常を告げ富は益々富に貧は益々貧に墜り生來の良心も貧富の懸隔處となり道德の羈絆を脱して社會の大害をなし終に法律の範圍に觸れ天賦の自由を掠奪せられ社會と嚴隔せられてあらゆる艱苦を以て幾多の星霜を獄中に呻吟經過するの徒年一年に其數を加ふるは從來の趨勢に徴して明なり限りあるの天地間無限の勢を以て蕃殖するの人口其就業に缺乏を告げ到抵此等惡漢無賴の徒を感化するの術なきか決して然らず抑々天地間に生を得るもの彼れば貧乏之れは富の別あるものに非ず各々自活するを得るの体力技能を興へられ個人の志趣目的勤勉の如何によりて非常の懸隔を生ずる所以にして百難百倒屈せず挽きされば終に好果を得るは固より社會の定理なり若し好果を得ざるこそんが各天賦の体力技能を以て事をなさば必ず自活の途や充分ならん然るに惡漢無賴の群に入り終に監獄に呻吟するは天賦本善の真神妖雲の蔽ふ處となり自暴自棄の結果たらざるを得ず嗚呼此の自暴自棄の妖雲排退して固有の善心を顯し以て社會を守るの正民たらしむるの大任を負ふものは何ぞや曰く監獄なり主獄の官吏責夫れ重い職而して此の妖雲排除し感化せしむるの策一にして足らず當局者の煩瑣實に知るべきなり余や主獄の任に當り日尚淺く未だ實驗に薄しと雖ども左に愚按を陳述 以て諸君の高論を蒙らん

熱々社會の人事を洞觀するに農に工に商に其業種の如何を問はず各欲する處に就き勞働する者は法律道德の羈絆を脱するものなし之れ勞働化して歡樂なるの深味知らざらんとするも自ら願はれ従て勞汗するの愉快を感じ以て正路を誤らざるなり然るに公法に觸れ因循なるのとは固より無教育の結果多しと雖ども要する處幼少より放蕩

怠惰に流れ非逸に陥り富有は勞働の好果たるを知らず徒に賂物に之れを拾ひし者の如く己れも座しながら之れを得ん欲するも能はざるの結極天を恨み地に訴へて己れの不幸を嘆じ未だ勞して得ん志考もなく社會に捨てられしなど自認し己れが社會を棄つるを悟らず惡と知りつゝ、惡漢無賴の徒に入り遂に獄内に苦重の星霜を經過するに至る而して此等 惡漢無賴の徒犯罪をなす當時の思想如何固より天網の免れがたきを知らざるに非ず想ふに元來勞働の好果を知らざるが故に斯の如き貧窶の生計をなさん より強盜に窃盜に或は詐僞に其他あらゆる惡計を以て一時幾多の金品を得以て美食美衣を飾るに若らず彼の全身に汗して勞働をなすが如きは豈に馬鹿の極度ならずや萬一囚徒となるも衣食共に給せられ敢て意となすに足らず甚しきに至つては彼の老練の窃盜親分は今に獄内に在り幸に入獄するを得ば盜取の奧儀を諳かんなど喜んで囚徒となるものなきに非ず嗚呼此れ何等の故ぞや 畢竟獄中の充分ならざるを恨まざるを得ず要するに監獄は囚人交互の談話を禁ずるは勿論總て絶交的に監理し隣囚も知るを得せしめず 嚴肅なる規律の内に動作起臥せしむべきにも係はらず獄則違犯者及び出獄後獄友相交るの實跡を見るは看護員ならざるが故に規律を實行する能はず各囚相互の私交禁制するを得ざるの實證にして従て各囚互の苦痛を感ぜざるや明なり人或は曰ん監獄は苦痛を興ふるを以て主旨とする處に非ず 惡漢無賴の徒を正路の真人たらしむるにありと眞に然り故に獄吏申教師に重きを置く所以ならん然りと雖ども余は疑ふ現今の獄制にして從來の囚人に對する看護者の豫定數にては如何なる教師師が三寸の舌頭を嚙にして教誨するも敢て其功の薄きを何となれば成し易き惡を講ずるの徒をして遅り遅きの善を教ゆるを以てなり諺に曰すや 水は方圓の器に從ひ

人は善惡の友に依ると故に教誨其功を奏し治獄の實を得んと欲せば分房以て彼等惡因を嚴隔し相互の交際なからしめ機を見て之れに教誨せば 感化得て迷ぐるを得べきか然りと雖ども吾が獄制は離居制なり故に看護者の員數を増加し管轄範圍ならしめば如何に狡猾奸事の徒と雖ども相互談話をなすを得ざるは勿論其他獄則實行するを得べく従て彼等苦痛を感じ 監獄を恐るゝ事蛇蝎の如く再び入獄の念を棄て自ら悔悟の端緒を開かん此の機に乗じ教誨を施さば勞せずして彼等正路の民と化せん 一朝正路に陥み入らんや勞働化學の深味を知り再び法律道德の鬼とならざるや必せり吾國文明進歩と共に人口増加生存競争の結果犯人も其數を加ふ當局者宜しく看護者を増員して獨到の監督せしめずんば 將來全國中土の幾分は監舍建築の地となるを今より恐れざるを得ず

●曲學阿世の徒を戒しむ

吉田徳太郎

俗論紛々の時代に當り新論の勃興豈に奇とするに足らずと雖ども我監獄事業改良の前途に一大妨礙を興ふるに至つては余輩新道に従事するもの、黙して止むべきにあらず此に嬌嬌の勇を敵して曲學阿世の徒を戒しめん

世の俗論に曰く凡る犯罪の減少を圖らん欲せば行政警察の振張を企圖せば可なり然るに犯罪人を減少せしむるが爲めに監獄改良を狂嗚呼俗論者の眼中果して監獄を改良せず獨り行政警察の振張に依り犯罪人を減少せしむるの熱算あるか請ふ俗論の若し彷徨するもの須臾らく活眼を開て歐米諸國に於ける犯罪人改良事業の成績を見よ彼

れ文化の先進國たる英たり佛たり獨たり皆以て警察制度の完全を致し亦監獄改良事業に於ても比較的進歩の地位にあるにも不拘今猶は犯罪者の續出し、底止する處なきの實況にあらずや實に歐米諸國に於ては犯罪人減少策として監獄を改良するを以て唯一の方針と所謂社會眞正の輿論たる事は少しく歐米犯罪人改良事業に着目するもの、知る處なり加之犯罪人の増加は以て世の進化に伴ふものにして文明の度を高むるに從ひ人事紛擾權を極め勢ひ犯罪人の増加を來たすは炳乎として明鏡に面するが如し當此秋如何に行政警察當任者の敏腕達なるあるも社會に發生する犯罪をして悉皆之を未發に防制し得るの難きは余輩數年の實験に徴して知る處なり徒に犯罪人の減少は以て行政警察の振否如何に屬するものと誤りし我輩獄事業改良をして等閑に附するが如き事あらん乎左なきに改良事業成功の遠道たる 我監獄を如何にせんとするか血あり涙あるもの誰れか俗論の非なるを憤慨せざるものあらん哉

我四千萬同胞たるもの曲學阿世の徒が口吻より瀟々俗論に誘はす犯罪人減少策は唯一監獄を改良するにありと我輩監獄事業改良に同僚を表し翼賛あらん事を余輩は監獄改良は以て社會眞正の輿論たらん事を望むと同時に曲學阿世の徒が俗論を放つて意氣揚々たるを戒しむ世の俗論者よ若し夫れ歐米諸國に於ける犯罪人改良事業の詳細を知らんと欲せば斯學の泰斗小河次郎君の門を叩け

●奈んぞ監獄教誨の振はざる

在金港 孤 立 生

今我輩監獄事業の廢々乎として其歩を進めつゝある秋に當り刑罰執行上最要機關たる監獄教誨は何故に不振る乎何故に眠れる乎吾人監獄

教誨の爲めに一犯の憂なき不能なり夫れ囚人に對し嚴正懲罰的に刑罰を執行し改其感化の實効を得んと欲せば須臾も先づ戒護衛生教誨は以て三脚足の勢力を有し併行するにあらざるよりは得て刑罰の如き効果を奏する不能なる事は已に識者の是認する處なり然るに是等の機關は果して能く同一の進度を以て併行しつゝある歟余輩の見る處に依れば監獄教誨衛生の二者は最も不振の境に彷徨し獨り檢束戒護の事に至つては長足の進歩を呈し遂に教誨衛生を凌駕しつゝあるものゝ如し要するに檢束戒護の事たる刑罰執行の基本たる性質を有する事務に屬するが故に監獄當局者たるもの専心留意改其の策を講ぜられたるの結果に外ならざらん然れども如何に獨り檢束戒護の進歩を致すに雖も監獄教誨の如き精神的(則ち無形的)に囚人を改良するを以て目的と爲す最大機關の不振あらんか如何にして能く囚人感化改其の實を求むる事を可得哉夫れ斯如監獄教誨の進歩を不圖して徒に囚人感化の事を欲す恰も樹に縁て魚を求むるご一般事理に不通なる希望と謂はざるべからず余輩伏て監獄當局者に望む今般更新一番監獄教誨の擴張隆盛を圖り昔年の不振を挽回し依之以て治獄の實果を得られん事を

●看守權能論に就き自問自答

在 金 港 鐵 血 生

余説書きに典獄權能論を説て學會記者の没書に遇ひ是れにて程度の没書難に遇ふ是れ余が拙文の致す處か余聊か學會記者に慚みなき能はざるなり學會記者足下猶ほ看守權能論をも没書の難に遭遇せしむる乎

第一問

個人刑事被告人其他の在監人に對し監獄紀律を保持する爲め上官の

指振を待たず房内起立副席を命ずるは看守の權能に於て爲すを得べきか
答
看守の權能に屬せざるものとす如何となれば凡そ看守の職務を執行するに當ては必ずや法律規則と上官の指揮命令する處に従ひ職務を執行せざるべからず則ち本問の如き應機處分は法律規則の看守に許さざる處なればなり故に若し看守にして如斯應機處分に出でんか當該看守は越權の處置として相當の責罰を免れざるものとす

第二問

看守門衛中外來人にして暴動怪しむべきものと認むる時は門前拂を爲すの權能を有するか
答
無論門前拂を爲すの權能を有するものとす何んとなれば看守の門衛職務たるや職務中の重大なるものにして門衛の其目的とする處警戒を嚴にし遂に外來人を出入せしめざるにあるを以てなり而して猶ほ門衛看守の特に注意を要すべきものあり則ち自己の姿勢と人民に對する應接はれなり門衛看守姿勢の真否は眞に以て其監獄全林の規律如何を卜するの標準となり人民に對し暴慢不適に換ふるに丁寧懇切を以て相對する時は監獄官吏全林の品位を高め監獄の威信を發揚するの好媒介者となればなり故に二ツのものに門衛看守の須くも其念頭を放つべからざる事に屬するものとす

第三問

看守は如何なる場合と雖も其受持場を離るべからざるか
答
正則としては決して勤務の受持場を離るべからざるものとす乍併看

守の如き一心同体の動作を要するものは寸時も受持場を離るべからざるの正則而已に依るべからざる場合ありと言はざるべからず是れ機宜に應ずるものにして變則の正則に勝るの動作なりとす例之看守一定の場所に立番中囚人の逃走するものあるを撞見し之を追捕せんか受持場所を離るべの嚴ありと雖も機宜に依ては斷然受持場を離れ之れを逮捕するべし或は他の同僚に逮捕の便を與ふるに於て何の妨がある若し夫れ如何なる場合に於ても寸時も受持場を離れ不能ものと認め機敏の動作に出でざらんか充分に逮捕の見込ある逃走囚人をして監外に逸出せしめ逃走の目的を達せしむるが如き痴態を見るに至る故に勤務の場所を離るべの變則を應用し俾功を奏するの覺悟なかるべからず是れ勤務の缺點として指目し不能の面已ならず余は反て機宜に應ずる絶妙なる看守の動作として賞揚する處なり

(以下次號)

●監獄構造の煉化製と木造と何れが勝れりや

在 奈 良 洋 々 散 士

監獄の構造は煉化製と木造とは何れが勝れりや現今各地方に於て監獄建築事業頻々として起る今日に於て之を研究する亦無用の事にあらざるべしと信ず聞か泰西諸國の監獄は總て煉化製造なりと然れども泰西人に適するもの必ずしも日本人に適するご云ふものにあらず何となれば西洋諸國人の寓居は寒く煉化製なるを以て習慣上身体に適當することあらん然れども日本人は古來因習の久しき木製に住居しつゝありしものなり然るに俄に監獄に至るや直に煉瓦房内に至る是れ身体に害なきや否や大に研究を要する處なり散士は未だ歐米

に於ける煉化製造の監獄を自擊したることなし亦東京某處に建築せられたる煉化の監獄をも一見したることなし故に爰に之が優劣を論ずるは眞に机上の空論たるやも知る可からず依て充分反對論者の御高論か仰かんごす散士は爰に木製を以て煉化製造に勝れりと信ず其の理由は些々たる事にて之を知る散士嘗て大坂地方裁判所在職中一夜大坂府監獄署近傍を通行す時恰も七月中旬にして午後十一時夜也沈々たるの時俄に顔面熱氣を感ず未其理由を發見せず漸くにして監獄煉化製の日光の熱を受け未だ充分放捨せざる事を知る何となれば散士が手指煉化製に接し一層の熱を感じたるを以てなり蓋し監獄の構造をして盡く此の煉化製の如くならしめなば監房内の囚人は夜半に至る迄蓄熱室に入るの心地し其の結果數多の病者を出すに至らん歟其の後散士奈良縣に轉じ本年二月十二日岐阜縣監獄を巡視し同獄應接所に於て第一課長紀野君及第三課長清水君と二時間餘獄事上の談話を爲せり然るに同應接所は僅か四疊半位に過ぎずして火鉢二個を備へ居れり且つ建築は凡て木造なるも其の土塞板張にあらずして煉化なり僅か一部分の煉化なるに二時間餘にして身体暖栗其の寒氣云ふ可からず予は事務員に之を聞きしに皆非常に寒氣を覺ふご而して其の寒氣の撲撲煉化の冷氣より來るハ一種云ふ可からざるなり若し監獄全体をして煉化構造となしなば如何なる特種の病冤を惹起するや知る可からざるなり特に囚人監には一點の火氣熱湯をも入れざるを以て其の苦痛は云ふ可からざるものならんかと推知す加之ならず煉化は濕氣を含むご多くして容易に其の濕氣を放散せしむるご能はざるものなり之を實驗せんご欲せば煉化室に衣類を貯蔵したるごきは忽ち濕氣を帯ぶるものなり故に上等の衣類は煉化室に貯蔵すべきものにあらず是に於て完全なる泰西諸國の煉化家屋の構造

は煉化を重ねせし中に空間を生ぜしめ是より水氣を地中に入れしむる構造となり居れり是等と雖も尙完全に水氣を放散せしむること能はざるものと聞く況んや斯の如き注意を爲さざる監獄の構造に於ては而して一朝煉化建築に於て不完全の箇所ありしときは彼の地實の際に於ける危険は木造建築より大なることは從來我國に於ける實驗に依て明なり斯の如き危険は之を避け得ざることも彼の濕氣を帯ぶるが如きは健康身体に害あることは一目瞭然なりと推知す依て獄士は煉化製造の監獄は我國人に適せざるものと思ふ

● 向後の我監獄官 外 役 生

余や唯一個の井蛙たるに過ずして漸く監獄の未班に加はり勿論其見の所言ふ所聞く所行ふ所取るに足らずと雖も至情止み難く頃日勤務の余暇を餘り秃筆を走りし聊か卑見を述べんと欲す斯道卓見の士一體の勞賜は幸甚

樓閣天に聳ゆるの下矮屋地に連り西街を歩すれば碧眼の紳士に向ひ東窓を出すれば細腰の佳人に遇ひ其が言語風俗を異にして喋々奇語を發するを聞き得べきは是れ明治三十二年日本帝國に於ける内地雜居當時の状態にあらざるや嗚呼三十二年はうも我監獄官諸士に如何なる關係を有するや實に一大覺悟を爲す可きの時代なりとす願ふに黒煙一起巨炮一發如めて浦賀埠頭に事ありて維新の大業成り歐米の英華や日に月に駭々乎と我が國に輸入し以て監獄が今日を致す所以又故ある後若し明治の維新にして之れなくんば焉んぞ此處時に達はん而して今や三十二年は第二の維新として來らんぞと監獄官路の諸士は如何なる標準を以て之に處せらる可きや吾人は急管するに警通

學智能の必要なるは又敷々するに及ばず特に外國語研究の如きは必要中の必要にして宜しく今日今時より奮起一番し後來斯道の爲め國家の爲め事業の基礎を爲し務めて彼の粹を取り根本的治獄の面目を更新し彼の外人を後々に壓若せしむべきは諸士が本然の義務にあらずや

烏克勿々既に所定の雜居實施する曉には外人の内地に渡來するや必せり彼等の内には深遠なる學識を以て我治獄を訪ふもあらん或は山本の明媚なるを愛慕するものあらん或は物質的の事業を以て來るもあらん或は我が園圃に收容せらるるもあらん彼の我に對する既に斯の如し我又彼れに對するの準備を以て其風俗人情を察せざる可らず風俗人情を察せんぞ欲せば須らく先づ外國語を知らざる可らず即ち外國語研究の如きは最も諸士が焦眉の急なりとす然るに翻て或の一部を見るに猶未だ舊觀を墨守し倫安社息雜居の何物たるを意に介せず外國語研究の如きは夢想だになく偶之れ有るも忽諸に付し顧みざる夫れ斯の如し嗚呼此輩果して第二維新に屬望すべきや浩嘆の至りに堪はず要するに向後の社會は如何なる事業に於て外國語を知らざる可らず言語風俗盡く異りたる世界幾十國の人民と相往來するに於ては其間の差異又知るべき而已嗚呼我が監獄官諸士も風に爰に著目注意して徒らに準備の時機を失せざらんことを切望に堪はず

噫、明治三十二年後に於ける諸士が前途多望なる哉多端なる哉

統計

● 明治三十年全國在監人月末現在表 ○は三月●は四月

道北	分十	分綱	分綱	北空	監集	小笠原島	警視	四 人				刑事被告人				懲 治 人				別房留置人				携帶乳兒				
道北	分十	分綱	分綱	北空	監集	小笠原島	警視	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
○二八九	○二八七	○一、一四七	○一、一二四	○七四五	○五八五	○六二九	○二、八七一	一三九	一五六	七七〇	七五九	三五五	三八	七	二	三	一七六	一五一	三	四	六	一	五	三	二	三	四	五
○八六〇	○七四〇	○七三五	○七三四	○七二二	○七四五	○六二九	○二、八七一	一三九	一五六	七七〇	七五九	三五五	三八	七	二	三	一七六	一五一	三	四	六	一	五	三	二	三	四	五
○七九四	○八六〇	○七四〇	○七三五	○七二二	○七四五	○六二九	○二、八七一	一三九	一五六	七七〇	七五九	三五五	三八	七	二	三	一七六	一五一	三	四	六	一	五	三	二	三	四	五
○二九四	○八六〇	○七四〇	○七三五	○七二二	○七四五	○六二九	○二、八七一	一三九	一五六	七七〇	七五九	三五五	三八	七	二	三	一七六	一五一	三	四	六	一	五	三	二	三	四	五
○二九四	○八六〇	○七四〇	○七三五	○七二二	○七四五	○六二九	○二、八七一	一三九	一五六	七七〇	七五九	三五五	三八	七	二	三	一七六	一五一	三	四	六	一	五	三	二	三	四	五
○二九四	○八六〇	○七四〇	○七三五	○七二二	○七四五	○六二九	○二、八七一	一三九	一五六	七七〇	七五九	三五五	三八	七	二	三	一七六	一五一	三	四	六	一	五	三	二	三	四	五
○二九四	○八六〇	○七四〇	○七三五	○七二二	○七四五	○六二九	○二、八七一	一三九	一五六	七七〇	七五九	三五五	三八	七	二	三	一七六	一五一	三	四	六	一	五	三	二	三	四	五
○二九四	○八六〇	○七四〇	○七三五	○七二二	○七四五	○六二九	○二、八七一	一三九	一五六	七七〇	七五九	三五五	三八	七	二	三	一七六	一五一	三	四	六	一	五	三	二	三	四	五

第八卷 第六號 統計

第八卷 第六號 統計

山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重
●四六七 ○四三二	●二八八 ○三〇七 ○三〇七	●四六二 ○四六二	●一〇五二 ○一〇五二	●七三四 ○七三七	●一四〇四 ○一四〇四	●九六七 ○九六一	●七三九 ○七三九	●五八二 ○五六一	●一〇〇一 ○一〇〇一	●一〇〇一 ○一〇〇一	●一〇〇一 ○一〇〇一
三三	一九	五一	八二	六六	二二	八九	九五	六七	九二	九七	七七
一六二	一〇三	一五二	二九	三六二	四二八	三八九	一四六	一〇九	一三九	一四二	一四〇
一九	八五	一九	一〇	二七	二八	二九	二二	一五	一八	一九	五
			六五	三二	四七	三三	五三		三一	八九	
			二二								
二二	四六	五七	三三	三三	三八	二八	二六	三九	四四	五七	一四
				三二	四三	七九	一五		二一	五五	六七
			六五	四六	六六	五三	四三	二四	五五	一五	
					六八	六五	五五	六七	五二	一六	
六九五	六八三	四五六	六九三	六七三	一四八五	一五五三	一三三〇	一三三〇	一三三〇	一三三〇	一三三〇

奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長崎	兵庫	神奈川	大阪	京都
●五六〇 ○五三一	●九六二 ○九六二	●一〇二〇 ○一〇二〇									
四七	七二	八八	八八	四八	五一	一九	一一	六九	六三	一〇五	一〇八
四七	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五
一五	八	一五									
五二											
一五	一八	二八	三九	四二	二八	二八	三三	三五	三三	二二	二二
二七	三三	四八	六六	一一	九九	四一	五三	一一	一四	一四	一四
七〇	七四七	一三三四									

合 計

〇五〇、七九九	四、〇〇四	一〇、〇七六	八二九	一四四	一五	一、五四一	一五二	一六六	一七四	六七、九〇〇
五〇、八一	三、九五二	九、三三九	八四〇	一三七	一三	一、四〇三	一三八	一七七	一五四	六六、九六三

雜 報

●樺山内相の獄制に關する

演説の一節

本月二日より内務省に於て開かれたる各地方長官諮問會に於て開會の劈頭樺山内務大臣の地方行政に關する演説中衛生警察監獄に關する一節を抄録すれば方の如し

(前略)

一衛生の事

近來地方に於ても衛生に關する行政の稍々發達せるものゝ如きも事業の發達文運の進歩に伴ひ工業衛生の事労働者保護の事等に關して將來種々の問

●警察監獄學校設立の諮問案

改正條約實施に關する百般の準備の今や専ら朝野の間に喧傳せられ官民共に之れが準備に忙はしきが如く政府夙に改正條約實施準備委員會の組織ありて之に關する法律制度の改廢に餘念なきの將に明かなる事實にして就中警察監獄制度の上に準備を要すべきこと唯に二三に止まらざるの當局者の供に認むる所にして今日の制度を因襲せんこと到底庶幾すべからざる事に屬す予輩の聞く所に依れば昨年地方官召集の時に當ても警察監獄官練習所なるものを開設せらるゝの風説頻りなりしも不幸成案となるに至らずして今日未だ其開設を見る能はざるの予輩の平素遺憾とする所而して監獄制度改正の調査の既に其筋に於て脱稿せられつゝありと云ふと雖も然れども此改正制度を運用するの當局者にして若し其器にあらざるよきの折角の玉條金科も徒に死文に屬するのみならず外國人の嗤笑を招き果ては今日迄萬國に發揚せられたる國光も威信も忽ち地に落ち大に以て國權の消長に關することまた之なしと斷言する能はざるに至る、去れば事甚だ小なるが如しと雖も警察官監獄官の養成又強ち忽諸に付すべからざるの事理の將

題を生ずるや明かなるを以て諸君に於ても今日より豫め之が研究を爲し置かん事を望む

一警察の事

國家の安寧を保持し人民の幸福を増進するの警察の任務なり凡そ警察の要の機に臨み變に應じ寛嚴其宜しきをを得るにあり今や改正條約の實施近きに迫り外國人の我が警察權の行動に注視するの時に際するを以て任に警察權執行の責に膺る者の特に慎重意を致し内外人をして我警察を信任するの厚きに至らしめん事を望む

一監獄の事

監獄の制度の將來益改良を謀らざる可らず司獄官の警察と相待ちて或の犯罪を未發に防ぎ或の犯人の改悛を務め以て犯罪減少の策を講せざる可らず免因保護の制と感化院の設立を謀るが如き宜しく計畫すべき事なりとす

に然らしむる所なりとす宜なる哉曩きに地方長官會議に向て警察監獄學校設立の諮問案なるものを發布せられしに地方長官の中に或の反對の議論もありしやに聞き及びしに畢竟其反對とし無用なりとする議論の或の費用の點(練習生徒の旅費給料)并に定員を以て入所せしむる等の所謂地方監獄事務上の都合より之を否認するに過ぎずして他日改正條約實施の準備として新思想の人物を涵養するの必要上是非とも練習學校設立の擧なる可らざる事柄に明かなる事實なりとす宜なる哉今回提出せられたる本案の各地方長官の賛成する所となり可決せられたりと云ふ若し不幸にして本設立一日を緩ふせば他日條約實施に當て捕盜絢繩の嗤笑を招くを保する能はざるに至る局に當る者此際英意、勇斷、練習學校設立の一日も早かれかしと爾云

●改正巡查看守の増俸令實施

果して如何に

曩きに改正發布せられたる巡查看守の増俸令の今や必要不問題の本令に依て既に確定し決せられたり唯之を今日直に實施するや否やの目下何れの府

縣に於ても疑問として講究せられつゝあるが如し然れども是れ素より疑問にあらざるのみならず今日の最早増俸に伴ふ所の金員の支途を講究しつゝあるに過ぎずして警視廳に既に本問題に付き本年度内の到底之を實施する運びに至らざるやに漏れ聞けり而して説の眞偽の予叢素より之を斷言するを得ずとも果して事實なりとせば甚だ遺憾に堪へざるなり何となれば全國物價の最高度たる糞穀の下然かも最も缺員を成しつゝある警視廳にして遂に本令の實施を躊躇しつゝあるの或の止むを得ざる事情の然らしむる所なりと雖も全國の摸範として仰ぐ所の警視廳にして既に爾かりとせば他の之に倣ふの止むを得ざるなきに至り他日の備を作るものにして予叢の遺憾限りなし凡そ事物の變更改正に際して多少の困難の到底免かれざる所此際果斷以て豫費の支出を請求するに何んぞ區々逡巡するを須むんや此時に當り速に實施の勇斷に出で全國の好摸範を示すもの果して何れの府縣なるか予叢の當業者の技術如何をトせんトす當局者果して如何の感かなる聊か猛省を請ふ

●囚人移送規則の改正

現行の囚人護送規則なるもの明治十四年中の令達

事業の發達を獎勵助成せしむる所あれば甚だしき過誤失敗に終るが如きことなきに遷かるものあらんとす有志者たるもの一讀の勞を惜むなくんば幸甚

●内相官邸に於ける各地方長官に對する小河滋次郎氏の監獄談

本月十日午後四時より樺山内務大臣主人となり上京中の各地方長官を帝國ホテルに招待し饗應の宴を開かれたる席上主人伯の挨拶終るや小河滋次郎氏の監獄に關する一場の演説を爲されたりと云ふ而して演説の要旨の予叢其詳細を聞くを得ずとも雖も氏の歐洲各國監獄改良の現況を詳述し我國に於ける目下監獄改良の急務なるを説き他日改正條約實施の準備として萬難を排し區々の情弊に拘泥せず多少の金額を惜まず今日の監獄を改築新營するにあらざれば到底完全なる監獄の改良を得て望むべからざるなりとの意味を數時間に涉り演述せられたりと云ふ而して演説筆記の他日之を請ひ得て本誌に掲載するの機あるべしと信す

●典獄の召集會は果して信か

地方官會議に引續き府縣警部長の會議の本月二十日

にして不完全の點多き當局者の共に認むる所に於て之れが改正を希望すること久し此頃予叢も聞く所筋に於て調査審議せらるゝやの由而して本案の既に脱稿の上關係官廳(拓殖務、陸軍、海軍)各中と迄進行せる由にして本令の囚人刑事被告人押送規則として大體の勅令を以て發布せられ付屬細則の主務大臣に於て省令を以て規定せらるゝ筈なりと云ふ又以て從前の缺點を補遺するに近かるべしと信す

●寺原警保局長の感化保護意見書の配付

本月二日より内務省に開かれたる地方長官會議を機とし現任寺原警保局長の一己の意見として曩きに御下賜の慈善救濟費處分の件に付社會の惡少年感化場及出獄人保護會社の組織及監督管理に對する意見書なるものを配付せられたり(其全文の本誌別項に轉載せり)右の歐米の斯業に關する學理及實驗に就き併せて我國從來斯業の失敗する理由及び之に警省を求められたるが如き此際最も注意を惹き參考に資すべきもの多く當局の有志仁人宜しく之に鑑み斯二

頃より内務省に開かるべしと、而して警部長會議開會の上の各府縣典獄の諮問會を開かるべき筈なりと會議の期日及諮問事項の今日より之を知るを得ずとも雖も樺山内相の獄政方針の指示及警保局長新任後今日以後の監獄改良意見の勿論小河滋次郎氏の歐洲巡回の結果として我國將來の監獄改良に關する詳細なる氏が抱負の將に此時を以て澎湃として各典獄の間に紹介せらるべく頗る有益且價値多く會議の概況如何の本誌次號の紙上に登載し光彩躍如たるものあらんとす各典獄諸君又平素の疑問事項を齎らし充分質議且意見のある所を論議あられんことを今より當局者の注意を喚起し置くこと爾り、付言召集期日或の七月月上旬なるべしと云ふ

●監獄事務分課標準の廢止

明治二十六年中時の内務大臣の各集治監事務分掌規定なるものを定められ同時に各府縣に於ても之に則とり分掌の訓令を發せられ監獄署に第一課、第二課、第三課、醫務所の三課一所を定置し來られしも全國各地方監獄の大小在監人の多少に依て或の分掌の必要之れなき地方も強て此標準に依て事務を分掌せられあるより徒らに形式上の裝觀即て實務の敏捷

を缺くの嫌なきにあらざるより兼て樺山内相の可成地方の行政の地方長官の職權に屬せしめらるゝの方針なるを以て勞々該標準を廢せらるゝに至りしものなりと云ふ去れば今後大小監獄の區別に依て課所の分台廢設するの要あるとき地方長官限り監獄事務の分掌例を規定せられて可なるものと信す

●而して予輩の希望をして

云はしめば

前項監獄事務分課標準の廢止と共に普通在監人八百名以上の監獄に在つての從來三課に併屬せしめられたる作業と會計事務の可成之を別置するの必要ありと信す素と作業と會計の分離せられたるものを其事務の性質直接關係の深きものあり併合せられらるゝに至れりと雖も關係事務の直接せるより之を併合せしめられたる結果の却て同一課中に屬するの至便なるより往々變則的私事行のれ易く假令の作業製前如き要請者の如何に依り或の相當の手續(製造報告代金徴収等の)を履踐せずして之を依頼者に引渡す等甲に至便を與へ乙に厚からざるが如き弊害行はれ易く所謂要請者の人物に依て會計整理の不備を

招くが如きこと最も從來予輩の當局者に惜む所なり是れ其所屬の同課なるより起る結果にして之を整理し此不公平なからしめんとせば作業會計の全然之を分離するの利なるに如かざるを信す當局者果して如何

●臺灣召募巡查看守に就て

臺灣統治權の擴張に伴ひ先般來拓殖務省に於て多くの巡查看守を召募採用するより内地に於て現に奉職中の巡查看守にして頻りに渡臺の念を起し或の狼りに辭職を申出で或の甚だしきの職務を抛棄し各召募に應せんとする等不穩の舉動少からずして全國何れの府縣に於ても巡查看守に非常の缺員を生じつゝあるの實に明かなる事實にして警察監獄事務の消長に關係を有するや大なり是れ全く臺灣に於ける巡查看守の俸給の外手當支給の法規ありて内地に比し幾分の収入上に増加を見るあるより勢ひ止むを得ざる事實なりと雖も今日迄の實檢を聞くに現に奉職中の巡查看守にして擅まゝに職務を曠廢する等の者に對し免職處分を行ふたる者と雖も一向之に頓着せず又總督府の其免職者否やを問はず之を採用するが如き實況なりしより益々不穩の舉動を爲す者あるより先頃

内務省より拓殖務省へ照會せられりしに同省に於ての向後右等不都合の行爲あるもの一切之を採用せざることに可致云々の趣意を以て回答ありたりと云ふ是れ素より然かるべき儀にして今日以後右等の如き不都合の行爲ある者なきに至り官紀の振肅上左もあるべきことにこそ

●監獄事務官設置の風説

監獄の改良の到底現今の警保局中監獄課のみの主動位を以て完全の改良を期すべからざることに識者の夙に認諒する所にして監獄巡閱官の特置を希望するの意見の本誌既に再三之を論じたることあり此頃予輩の仄かに聞く所に依れば其筋に於ての監獄事務官なるものを内務省に特置せられんとするの議ありて此議漸く熟せりと而して此監獄事務官あるもの常に各府縣の監獄を巡閱し取長補短其改良すべき點のドシ、其機を怠たす勵行獎勵し治獄の統一を圖らるゝ筈なりと云ふ今日斯道社會の急務之より大なるなし一日も早く本議の實行を望むや切なり

●典獄の交迭

既往一ヶ月間の典獄の交迭左の如し因に隔山氏の某會社の重役とならるべしと傳ふ事實果して如何

任熊本縣典獄(叙高等官六等)香川縣典獄 藤澤 正啓
任香川縣典獄(叙高等官八等)熊本縣警部 高木 光久
非職を命す 熊本縣典獄 小池 浩輔
全 千葉縣典獄 隔山利吉郎
任千葉縣典獄(叙高等官八等) 原田 守造

●監獄課員の新任

内務屬警保局監獄課僚坪井直彦氏の曩きに山口縣典獄に新任せられたるより缺員にてありし監獄課僚の先般栃木縣第一課長より徳島縣監獄第一課長に轉任せられたる三浦貢氏及神奈川縣監獄書記たりし上田定次郎氏の二氏此頃内務屬に轉任監獄課僚に新任せられたり兩氏と共に監獄に經驗ありとの事なれば斯業前途の爲め將た二氏の爲め榮轉祝すべし云々

●樺山内相の監獄視察

今回伊勢山田に新設せられたる神宮皇學館開館式に臨場の爲め出張せられたる樺山内相の本月十二日同式終了後三重縣山田監獄支署に臨まれ各監房を巡視し囚人の檢束戒護及び給與食物等詳細視察を遂げられたりと云ふ而して同時内務省社寺局長心得久米金彌氏も同地出張中に付大臣と同行せられたる由なり

●典獄會議の確定
 典獄會議の必要及召集の風説等に關し別項記述する所ありしが果して其筋の議確定し來る七月一日より開會せらるる旨夫々通達せられたるよし會議の詳況の次號に於て報道すべし

獄事談叢

本欄の内外人を問はず學者實務家の寄稿若くは談話筆記、著書の翻譯、轉載等苟も獄事に關連したる格言名語を網羅し或は諷刺的、直言的に時事問題を短評論下し讀者諸君の同伴たらしめんと欲す、抑も文字の簡潔なるに却て其趣味の濃厚なるを知り片言双語以て獄事の要道を窺知するを得ん若夫夏日冬夜の倦怠を忘れんと欲せば須らく本欄號を重ぬるを待て

編者識

●彼れの弱點

小河岳洋君茶話
 中村 襄君筆記

樂の情に於ける大底或る點に偏するの僻あるものなり故に當局者たる者須べからく意を此等の點に在て注意し在監人に就き精密の視察(特に習慣犯者に)を下だし其僻する所を看破し之を身分帳中相當の表に摘載し或る時期を定め其犯由罪質年齢犯數等の關係を分類し一の統計となし其結果に詳細なる觀察を加へ之を所遇するときは常に治獄の効績を得るのみならず又刑事人類學上の好材料となるべきなり

●宗旨は符牒

日本人の多く宗教に冷淡にして禪宗とか真言とか云ふの唯だ其家に傳ふる處の符牒位に過ぎざれば之を調査するも畢竟宗教と犯罪との關係を知るに由なく謂所儀式的にして何の効もなし然れども若し之が關係を知らんとせば一步を進め各犯罪者に就て其信仰する(宗教に非らず)所のもの即金比羅又不動とか云ふものを調査せば其信否に依り犯罪の關係を知らるべし

又犯罪者の嗜好物を調査するに頗る必要にして現に歐州に於ての喫烟の人間に惡習慣を附するの楷梯にして此弊漸次増長して遂に酒色、賭博等種々の惡弊を發生するに至るものなりとて先づ少年者の喫烟を

獨逸近者某雜誌に記するに同國に尤も慘忍極惡の某犯人ありしが某者「カナリヤ」(小鳥)を受すと酷た深し然るに自己が犯跡漸やく露顯せんとし捕吏の窺ふの急なるを悟り遂に其住所を逃げ去りたりしが幾干ならずして復び住所に歸り來りたるため捕吏の兼て待ち設けたることとて夫れと見るより難なく捕縛し犯人に向ひ何の故に復た歸り來りたるやと問ひしに犯人の云へる様我逃げ去るの際倉皇「カナリヤ」を其儘になし置きしが已にして此事に心付きしに我家に我に代り之を飼育する者なきを以て數日を出でずして「カナリヤ」の餓死すべきを思ひ愛惜の情に堪へざるより之を放ち遣らん爲め捕吏の窺ふの險を冒かし歸り來りたるなりと答へしとぞ

之れ我々の只奇話として看過すべからざる事項なり何となれば人間にの智識腦力情愛等各々自然に一定量あるものなれば此限りある定量物を彼我の平均に應用せば所謂普通にして差して不都合もなきものなれども若し之が配劑或る一方に偏する時の兎角物事に無理を生じ隨て之が犯罪の原因を執行する事往々事實に認むる所なり云々」總て犯罪者となるもの素行を検査するとき酒色の嗜好の勿論其他喜怒哀

●東西一致

犯罪をなすものが譯けも理屈もなき事柄を以て其目的の成否を卜するの兆と爲(我國俗に御幣擔ぎの類)すの事西洋にても矢張り我國と同様に人家に忍び入らんとする時先づ糞便などを爲し或るものを以て之を掩ひ又り地中に穴を穿ち之れに水を灌ぎ若くは野羊の泣き聲を聞き以て成効の兆と爲し喜ぶ等斯かる道理なき事を信するの洋の東西に一致すると亦た奇と云ふべく是等の一笑に附し去るべきものゝ如しと雖ども微細に研究せば彼等犯罪をなすものゝ心情何か一種の異なるやと思ふ

●囚徒は晴雨計

精神病學者の説に囚徒の強く氣候に感動するものにして囚徒の好晴雨計なりと蓋し雨風將に來らんとするや囚徒の顔に一變し或は怒り或は悲泣する者多しと之れ恰も大氣壓の作用晴雨計に變状を與ふるに等しく總ての動物にも感するに相違なきも普通人の種々

の刺戟に掩はるゝため之れに感ずると極めて薄く尤も殊に雷鳴を厭ふ者に其數時間前に於て頭痛腹痛其他種々の變兆を與ふと雖ども是等の少數なるべし獨り囚徒の自由停止の結果或る部分の機能を止むる爲め又或る部分に諸事非常に鋭敏に感動するものと思はる即我國に於ても囚徒の普通人の聞くを得ざる微かなる音響杯を善く聴き又善く之が判別を爲し〔死刑宣告を受けたるもの其執行の日を不思議に覺知する者あり〕又遠く離隔せられたる處に於て食物の種類杯を臭き分け（醫師の云ふ囚徒の火氣を用ひざる故鼻感鋭なりと果して然るや否）る等皆同一理なるべし故に之が統禦の任に該るものには常に是等の點に意を注がざれば例つゝ囚徒の爲めに先せられ意外の失敗を生ずる事多かるべし

●虚診虚病を産む

獨逸國にて囚徒の診を請ふ者ある時其日の就役せしめずして診察時の來るを待たしむ然れども之がため詐病を構ひ休役せんとするもの殆ど稀なり若し詐病を構ふるものある時之を嚴罰に處するを以てなり故に監獄醫囚徒を診するに該て慎重に慎重を加へ決して誤診のため處罰するが如き事なしと雖ども

監獄醫の夫れ丈け又頭を痛むる事多し尤も同國の習慣上良民と雖ども輕微なる病の爲めに服藥等を爲す者なきに依り其耐忍の習慣をも囚徒にも及ぼし容易の病氣にて診を請ふものなし故に之を請ふに至るもの何人にも一見病者たることを認知するを得べし

